

## 全員協議会次第

令和元年12月6日  
全員協議会室 11:00～

1. 開 会 (11:00)

齊藤事務局長

2. 挨拶

井田議長

3. 協議事項

- (1) 公共交通補助事業について
- (2) ネーミングライツガイドラインについて
- (3) スクールゾーン見直し説明会の状況及び今後の対応について
- (4) 三芳町住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例について
- (5) 令和2年度三芳町中学生海外派遣事業（オランダ派遣）について
- (6) 意見書の調整について

4. 報告事項

- (1) 議会広報広聴常任委員会

5. その他

6. 閉 会 (15:58)

小松副議長

令和元年12月6日(金)

全員協議会に出席を求めた者の職氏名

出席議員

議員	久保健二	議員	鈴木淳
議員	吉村美津子	議員	桃園典子
議員	細田三恵	議員	林善美
議員	菊地浩二	議員	落合信夫
議員	増田磨美	議員	本名洋
議員	内藤美佐子	議員	細谷光弘
議員	山口正史		
議長	井田和宏	副議長	小松伸介

欠席議員

なし

説明者

政策推進室 政策推進長	島田高志	政策推進室 政策推進幹事	富田篤
政策推進室 政策推進査	越前谷理	政策推進室 政策推進主任	細野良太
治安安心課 安心長	前田早苗	治安安心課 交通安全担当	長谷川明男
道路交通課 交通長	田中義徳	道路交通課 道路整備担当	若林崇幸
環境課長	長谷川幸	環境課 副課長	荻野広明
学校教育課 教育長	宇佐見宏一	学校教育課 校課指導主任	加藤哲郎

全員協議会に出席した事務局職員

事務局長	齊藤隆男	事務局 書記	山田亜矢子
------	------	-----------	-------

事務局記 有田有希

---

### ◎開会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、定刻となりましたので、ただいまより全員協議会を開催いたします。  
(午前11時00分)

---

### ◎開会の挨拶

○事務局長（齊藤隆男君） 開会に当たりまして、井田議長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、本日は一般質問終了後、お疲れのところ、全員協議会ということでお集まりをいただきましてありがとうございました。

本日をもって、一般質問が終了したわけでありますけれども、議員の皆様方におかれましては、さまざまな角度から一般質問をしていただき、ありがとうございました。私自身も参考になる部分が多々ありました。また、今回の一般質問がうまくいった方、いかない方それぞれあったかと思っておりますけれども、また今回のことは次回に生かしていただきたいと思っております。

本日の協議事項は6件あります。時間がない中での協議事項をやらせていただきますけれども、スムーズな進行を心がけます。皆様方のご協力をお願い申し上げます。

本当に朝晩がめっきり寒くなってまいりました。皆様方におかれましては、お体に十分にご留意の上、議会活動、議員活動に臨んでいただきたいと思っております。また、執行部の皆様方におかれましてはありがとうございます。丁寧でわかりやすい説明をお願い申し上げます。

それでは、本日もよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

---

### ◎公共交通補助事業について

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、3の協議事項に移りたいと思っております。

進行につきましては、議長、よろしくをお願いいたします。

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項に移りたいと思っております。

今申し上げましたとおり、きょうの協議事項6件でございます。時間がない中で進めさせていただきます。節度を持った対応で皆様方をお願いをしたいと思いますし、またいろいろ、例えば公共交通等においては、この後総務常任委員会でも協議を進める予定であると思っておりますので、その辺に関してはご了承いただきながら進めさせていただきたいと思っております。

それではまず、協議事項の1番、公共交通補助事業について説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 皆さん、おはようございます。政策推進室の室長、島田でございます。よろしくをお願いいたします。

きょうの協議事項、まず最初に公共交通についてということで説明をさせていただきます。本日出席している事務局は、主幹の富田です。公共交通担当は越前谷でございます。次のネーミングライツに続きますのは、担当しています細野でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。では、着座にて説明させてい

ただきます。

最初に、おわびをということで、議会の報告が公共交通補助事業につきましておくれたりしてしまっただけをここにわびたいと思います。申しわけございませんでした。

それでは、公共交通について説明を申し上げます。現行の制度のほうから説明させていただきます。現行制度につきましては、対象が75歳以上の方、事前登録が必要ということです。1ページのほうをごらんください。

補助内容につきましては、タクシーの領収書1枚につき500円、バスの回数券購入費の半額、1と2を合算して、年に1回、最大6,000円の補助を行っております。対象事業者につきましては、町内バスと、あとタクシー6社ということです。

手続につきましては、役場及び出張所で書面登録していただいて登録証を発行しています。タクシーの利用時またはバスの回数券購入時に登録証を提示することで、領収書を請求書に添付していただいて、役場または出張所で受け付けのほうをいたします。町から申請者のほうの指定口座に補助金を振り込むという形になっております。

成果としましては、30年度、昨年ですけれども、制度の対象者の約19.6%が登録。登録者の約53.3%が補助申請を行っているということになります。利用者へのアンケートの結果から、77.4%がおおむね満足というふうな回答を得ております。

ただ、ここまでやってきて課題も出ております。登録と請求の2回役場や出張所へ出向かなければならないというのが、利用者、登録者にとって負担になるという形になります。登録受け付け、補助金の申請、補助金の振り込み、この辺は役場のほうの事務ですけれども、事務量が大きいというふうな形になります。

そこで、考えたのが、次のページへ行っていただきまして、デマンド方式という形になります。これは、総務常任委員会のほうで提案と、あとまちづくり懇話会のときに説明申し上げた内容でございます。

制度につきましては、タクシー、バスの選択のうち、タクシーに係るほうの内容になります。対象は、70歳以上に引き下げて、あと妊婦も対象とする。事前の登録は必要ですけれども、それ以降は必要ないと。妊婦の補助期間は、母子手帳取得から出産予定日プラス1カ月までという形になっています。

補助内容につきましては、1回一律500円、それで年度で12回までという話でした。利用方法は、事前に電話予約をしていただいて、運行時間は8時半から5時半。運行方式は、町内の自由の乗降です。及び町外の乗降所、これは他市の駅という形になります。これも可能だという話になります。

手続につきましては、70歳以上の方につきましては、利用者の手続は、既に登録している方につきましては、前回の公共交通補助事業を登録している方は、町が登録をしてしまうと。新規予約につきましては、1回書面登録が必要になります。予約してタクシーを利用して、降車時に補助額を差し引いた料金を支払うことができる。妊婦の方に関しましては、役場で母子手帳を取得する際に書面登録していただいて、データを登録いたします。予約してタクシーを利用して、降車時に補助金、この辺は70歳以上と変わりません。タクシー会社が月締めで補助分を町に請求してくるという形で、対タクシーに対しては町がタクシー会社に払うという形になっています。

これらについて、メリットなのですが、利用者個々による補助金請求の手続は不要になると。補助金はタクシー会社への支払いとなるため、町の事務量が軽減される。利用者の交通の利用データがデータ化しやす

いというふうになります。

ただ、デメリットがかなり大きいということで、この方式は実は難しいというふう考えたのですが、最初は、事前予約が必要なため、町の待機車両や通りすがりの車両に乗ることができない。これは最初からわかっていたことです。あとは、次が、タクシー事業者各社の業務改善に伴って、予約センターが町外へ集約されたことなどから、デマンド交通に参入可能なタクシー業者に限られるという形になります。これは、おのおの町内であるとか富士見市内等は通常予約は行っていたのですが、ここで業務改善になって、立川市であるとか都内であるとかに一括で予約センターのほうに移動しまして、各市町村のオリジナルなデマンド交通のシステムを入れるというのが非常に難しいというふうに言われてしまいました。特に大きかったのが、町内のタクシー業者が参入できないというふうに言われてしまったのがこの導入に踏み切れなかった一つであります。

あとは、このことに変えることで混乱を招くのではないかという意見も出ました。現行制度がある程度定着している中、新たなシステムに切りかえるのは、利用者の混乱を招くのではないかというふうな形になって、今回デマンド方式のほうは諦めて、次の現行制度の改正という形にさせていただきました。

ページのほうをおめぐりください。対象者は、70歳以上と妊婦とします。事前の登録は、これは必要です。妊婦の補助期間、これは先ほどと一緒に、母子手帳取得から出産予定日プラス1カ月までという形になります。

タクシー領収書につき1枚500円。ライフバス回数券購入費の半額、この辺は変わっておりません。この制度ですと、タクシーもライフバスも両方使えるという形になりますが、あと補助額につきましては、ことしまでは6,000円ということだったのですけれども、財政等と話し合っ、今額のほうは未定というふうな形になっています。

対象事業者は変わりません。バス会社とタクシー6社が使えます。

改正ポイントとしましては、デマンド化と同じで、70歳以上に引き下げて妊婦を追加するということです。

あと、補助金の請求につきましては、来庁でなく郵送でも受け付けるということで、登録証の発行の際には後納返信封筒をつけるというふうな形になります。既に登録者につきましては、新しい登録証のほうは送付しまして、請求書のほうもつけて送ります。後納の返信用の封筒もつけますので、実際来庁のほうはしなくても今までどおり使えるという形になります。

新規登録者に関しましては、役場または出張所で登録をしてもらう必要があります。これは、送ってしまえばいいのではないかという考えもありますが、やはり制度の話をさせていただいて、窓口でしっかり話すことで理解をしていただいて、その後の手続のほうは円滑にできるようにしたいというふうに考えます。その際には、既に登録者と一緒に、請求書と後納の返信封筒等を渡したいというふうに考えています。タクシー利用時、ライフバスの回数券も同時に、登録証のほうを提示していただくことで買えるというふうにしております。領収書を台紙に張っていただいて、請求書とともに返信用の封筒で役場に送っていただければ、町のほうから、チェックをして指定口座のほうに振り込みさせていただきたい。

妊婦さんにつきましては、母子手帳を発行する際に、そこで書面登録、登録証の発行をいたしまして、同じく請求書であるとかの返信用封筒を渡しまして、請求をしていただくという形になります。

このメリットは、これまでどおりバスと、あとタクシー6社の全てが利用できる。特にタクシーにつき

ましては、今まで迎車でやっていた人もいらっしゃるのですけれども、乗り込みも可能ですので、どこでも乗れるという形になります。改正における事業者への負担はとて少なく済むという形、少ないというかないです。

利用者の補助金の申請時の手間が半減できるという形になります。特に出張所につきましては、かなりの、藤久保出張所なのですけれども、申請、請求者がいらっしゃいますので、そここのところの窓口対応の時間も軽減できるのではないかとこの形になります。2年間で浸透してきた制度なので、改正に対しての混乱は少ないと考えます。

これを今後というか来年度から行っていきたいという形になります。

一応最後のページには改正制度のイメージという形で、登録者であるとか新規登録者の流れが書いてありますので、この辺は後でござんいただければと思います。

以上が公共交通、来年度の制度の案についてのご説明となります。

以上です。

○議長（井田和宏君） ただいま公共交通補助事業について説明をいただきました。ご質問があればお受けをいたしますが、挙手にてお願いをいたします。

鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず、1点目というか1点なのですけれども、公共交通補助事業というのが、私の記憶の中で、たしか試行をしてみるという話だったかなと思ったのです。それによって、また、今なくなりましたけれども、元気お出かけ応援事業とかいろいろ出てきて、そもそも制度が、本制度なのか、それとも今説明いただいた改正したものも、あくまでも試行であって、今後恒久的に続いていく制度ではないのか、そここのところはどうなっていますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

よく2年間試行という言葉を使わせていただくのですけれども、本制度につきましては、やはり4年ぐらい実施をして、落ちついたところを見て、ただ新しい取り組みとか、国の持ってくるスキームだとかはありますので、それをやっぱり使わない手はないだろうということで、やっぱり2年で改正をさせていただくと。今回試行という言葉は使わず、4年間実施する中で、中間地点で見直しを行うという形にしたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

というのは、だんだん利用者がふえていって、前のデマンドもそうだったのですけれども、あれは利用者がふえていっても廃止にしましたよね。あくまでも試行だったから、廃止というよりは、試行してみてもやめたという説明だったかと思うのですけれども、この補助制度にしても、皆さんに大分浸透した中で、そういったこと、国とかの政策、いろいろ変更によって、やめるということになると、廃止ということになるのか、それともまた試行だったから、いろいろやったけれども、もうちょっといいものを考えますという形で変更しますということなのか、そこら辺が安定しないので、どうなっていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

補助制度につきましては、やはり本来であれば恒久的にやっていくという話ですけれども、今国も公共交通に対しては非常に前向きというか、ほかの山間部なんかにも新しいシステムを入れたり、AIの関係でいろんなものをつくってきていますので、その代替となるような話で町に合ったものが来れば、もちろん変えていく。その際は議会のほうにも説明をさせていただきますので、この補助制度に見合うようなものと代替をする際には、この補助制度のほうは当然なくなる。ただ、ここで2年とかそういうスパンでなくなるかという、その辺はちょっとまだ未確定だというふうに思いますので、とりあえずこの制度は4年間実施を予定しているという形にさせていただきたいと。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。説明ありがとうございました。

現行補助制度では最大6,000円までということで、それでもタクシーだけでも12回は使えるという形なのですが、今現行制度の改正のところでは伺ったときに、この額がまだ未定だということなのです。そうなりますと、先ほど鈴木議員からも話がありましたように、利用者は70歳以上にするので私は結構ふえると思います。そんな中で、この6,000円は担保できるのかどうかということが大変心配なのです。というのは、住民の方、特に利用者の方たちが、ふやすことは望んでいても、これが減るということを望んではいないのです。やはり12回、せっかくここまで来ましたので、ここはしっかり担保していただきたいというふうにも思うのですが、その辺についてはどのような方向性でしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

額については、財政等の面がありますので、事務局サイドとしては6,000円は死守したいと。それ以上にやっていきたいというふうな思いがあります。あとは、財政サイドとの今後のヒアリングという形になりますけれども、今後、今現行している6,000円を下げるということは考えておりません。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

降車時に補助金を差し引いた料金を支払うというのはとてもいいと思うのですが、予約してタクシーを利用ということになると、例えば行くときは自宅で予約をしてあれなのですが、帰るときも予約をしなければこの補助は受けられないと、そのように捉えていいのですか。

〔「デマンドはやらないって」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） デマンドではない。

よろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） いや、内容が違うので。

吉村議員。

○議員（吉村美津子君） では、予約してタクシーを利用と、これは予約はないということでもいいのですか。

〔「これ自体なしっていう」と呼ぶ者あり〕



○議員（吉村美津子君） そうなの。

では、あと利用者が最高限度額を買っているのか。超えた場合、そういったことは、町はこの人がもう6,000円を超えているとか、そういったことというのはすぐわかるようになるのですか。

〔「申請して6,000円までしか補助はもらえませんよという話」「申告をしてから戻ってくるのだから、それは町は関係ない。領収書なんだから。それはいいよ。そういう質問はやめようよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） いいですか。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

デマンドは今回は案になっていますけれども、やらないという理解でいいですよ。

現行制度と現行制度の改正と、現行補助制度がありますが、これはまだ確定にはならないと思うのですけれども、予算額というか、どのぐらいの額がかかるのか、年間。我々としては、お金の問題は非常に重要なので、必ずそれは、確定ではないなら、確定ではないで結構なので、それは明記していただきたいのですが、現行補助制度の今年度の見込み、それと現行制度の改正において、どの程度として予算要求しているのかわかりませんが、その辺の額をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

額としては、済みません、出していないものですから、計算していないということなのですが、ことしの予定は821ぐらい……800名程度を予定しています。これに6,000円を掛けてもらうと、その利用額というのは出てくるとは思うのですけれども、この70歳以上にした場合は、うちのもくろみとしては、倍の1,600人は制度上登録というか利用があるのではないかというふうに踏んでいます。ですので、それに6,000円を掛けてもらうか、今後7,000円とか8,000円とか、そういう額になっていきますので、当然ことしの900万はちょっと上回るのかなというところがあります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

現行制度の改正のところ、タクシー会社への支払いは、ここで見ていても明記されていないのですが、どうなるのか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 現行制度の改正の中では、支払先はタクシー会社ではなく個人になります。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。ありがとうございます。

対象となる妊婦の補助期間のことについてちょっと教えていただきたいのですけれども、母子手帳取得から出産予定日プラス1カ月とございますが、これは出産の日から1カ月ではなく、予定日からとなってしまうと、非常に不確定になってしまうのですが、その辺はなぜ予定日とされたのかお伺いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

これは、母子手帳を取得した際に。母子手帳はここにあるのですけれども、こちらを取得した際に一緒にやっていただくということになるのですけれども、ここで実際出産日……出産予定日というのが記入させていただいて、そこからというふうになるのです。出産日はこの当時はわからないので、出産予定日とさせているところがございます。あと、ほかの他市さんも参考にさせていただいていると。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） その背景はわかったのですけれども、今私はここを拝見したときに、子供さんの1カ月健診、3カ月健診という、この健診のところが、母子ともにサポートしていくところの節目になることを考えると、やっぱり現実的に出産から1カ月、この1カ月をもって補助対象から外れてしまうのだわというのであれば、非常に納得、合理的な感じがするのですが、そこは、いずれにしても出産すれば出生届を提出に来るわけですから、そこで確認をして、そこから1カ月で切れるというか、そこまではカバーするという形にはできないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

この辺につきましては、今この状態で制度を構築していますので、母子健康手帳を発行する健康増進課等とちょっと打ち合わせというか、話し合いをしてみたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。ご説明ありがとうございました。

この後の総務のほうの委員会の協議内容にも関わってくるので、何点かお聞きしたいのですけれども、まずデマンド方式、今回町長の懇話会ですか、でご説明をいただいた後に、参加されていた町民の方というのはデマンドタクシーがまた復活するのかなという方も実際にいるかと思うのです。ここで、今回やらないよというお話が菊地議員の答弁に出てきたわけですが、この後、ここにもメリット、デメリットが記載されておりますが、もう当町としては、デマンド方式を採用することはないというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

現在のところは、デマンド方式が復活するということはないというふうに。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） わかりました。今回デマンドタクシーをされるということで、当委員会も視察に行っていて、いろいろと視察先で参考にできるようなことを学んできたところであったので、大変残念なことだなというふうに思うのですが。

それと、もう一点、前室長のときからこの話は出ていたかと思うのですけれども、ここで増税のほうが行われたりした関係で、今キャッシュレス化というのが進んでいると思います。ライフバスに関しましてもICカードを使えるように、そういった機器のほうの導入はできないのかというのは、以前から話が出ていたかと思うのですが、その後そういった話というのは、ライフバス側に、こういった協議に合わせて、町のほうからお話を持っていかれているのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

キャッシュレスにつきましては、バス事業者にはお話はたびたびしております。現行の交通系ＩＣのほうは、やっぱりシステムに対して何億円という補償金が発生するというような話になっておるのです。それがやっぱり足がかりというか、一歩踏み出せないという形になっています。ほかのキャッシュレスカードを視野に入れて、今はバス事業者のほうでは動いているという話です。うちのほうとしましても、今マイナンバーカードであるとか、その辺の構築はされておりませんが、公共交通への利用の転嫁みたいなもの、国のほうと話し合いを行って、今後公共交通は必須だよなという話は国からうたっておりますけれども、その後の展開はまだ、もう少し時間がかかるというふうに思っています。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） これも利用されている方はやはり、電車も今はそうですけれども、現金よりもＩＣカードを利用したいというか、そのような強い思いがあるみたいな話も私もお聞きしていますし、また今何億円というお話が出ましたけれども、機械導入でそのぐらい、私も知りません。この辺は確認したわけではないのですが、そこまで金額というのかかるのかなというところもありますので、４年間というスパンで今回運行のほうを考えてるというお話でしたので、それだけ長い期間今回運行を考えているのであれば、その間にやはりそういった機械の導入も含めて、事業所側とちょっと協議していただければなというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

現行制度の成果のところでは伺いたいと思いますが、制度対象者の約19.6%が登録して、その登録した中で約53.3%が申請があったと。アンケートの結果だと、使った人の77.4%が満足ということですが、これは数字にすると何人になるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

30年、昨年度ですけれども、75歳以上の対象者は4,485人で、現在の登録者数は1,135人です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

1,135人が登録をして……使っている……登録したのが1,135人ですよね。その約半分ぐらいが、600人ぐらいが補助申請があったという数字になりますかね。これというのは、デマンド、のぞみカーか、やっていたときは、廃止になったのは利用者に偏りがあったということなのですか、これで、500人ぐらいの利用者というのは、利用者に偏りがあるとは考えるのでしょうか、考えないのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

利用者につきましては、偏りというか、そこのところはちょっとまだ見ていないのですが、ただデマンドと違うのは、電話予約をせずにどこでも乗れるという形で、制度のほうとしては、金額としては6,000円に

なってしまいますが、使いやすくなっているというふうに考えます。

ただし、今後対象者に対しての登録者数というのは、まだこれから伸びてくるものと思いますので、その辺の周知活動を行って、偏りが生じないようにというか、公平に誰もが使えるような補助制度のほうを目指していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

その使い勝手どうのこうののではなくて、まず対象者の中で19.6%しか登録していないということ自体が、もう偏っているのではないかという判断しているのです。やめた理由の中で、偏りがあった、使い勝手がどうのこうののではなくて、利用者はふえたわけですね。ふえて、これ以上もう予約がとれないというぐらいになったのに、偏りがあるからやめたという理由、デマンドのほうですね、となっているのに、今のこれを見ると同じ、やっぱり偏っているのではないのか。そこを改善することがなければ、この制度というのは続かないのではないかと思うのですけれども、どうなのでしょう。

ほかの理由、ちゃんとした答えが欲しいのです。ごまかさないでほしいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

デマンドにつきましては、個別データのほうがデータ化されて出てきたものですから、それが確実に言えたのですけれども、今度の公共交通については、申請の中で出てくるものですから、なかなかデータ化というのは見えにくいところがあります。単純に比較するといいますと人数だけという形になってしまいますので、この辺は今後研究していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

データ化できないということ自体、何を言っているのかなと思うのです。データ化できない、地域とか、そういったものはできないかもしれないのですけれども、対象の中で19.6%しか登録できていないというのは、もうしっかり出ているわけです。これを何とかしないといけないのではないかと聞いているのです。

これについては検討していただくということで、利用者へのアンケート結果から、77.4%がおおむね満足と。使っている人からすれば、満足するのだろうなと思うのが当然なのです。むしろなぜ使わなかったのかというところで調査するべきなのではないのでしょうか。どうでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

確かに使っている方は、使いたいからこの制度を利用するということはあると思います。登録制度に問題があるのかどうなのかというのは、今回ちょっと制度を変えてみて、一つ踏み出した形で登録制度を変えていますし、また周知のほうも行っていきたいと思います。多くの方に登録していただきたいというふうに思っていますし、今回70歳以上ということで、元気な方というかがふえて、ニーズもふえてくるのかなというところも考えるところですが、それで実際何歳の方が登録しているのかというのは、チャート

にしたりして見ていきたいというふうに思ってしまうので、今後検討していきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。済みません、もう少しだけ。

新制度で対象者が拡大になります。どれくらいの人数になるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

正確な数値は持ち合わせていないのですが、8,000人以上というふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

対象者が8,000人以上になって、登録者数がふえて、利用がふえた場合に、この制度が維持できるのかどうかというのがやはり一番心配するところだと思うのです。利用者がふえればふえるほど、制度の維持が難しくなってくるという、逆進性というか、そういったことをしっかり考えた上で、町としても決意を持ってこの事業を進めていくのかというところを聞きたいのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

ごめんなさい、対象者は約8,500人と、ちょっと上回ってしまうのですけれども、考えます。

うちのほうとしましても、利用されない制度を置いておくよりも、当然利用されたほうが良いというふうには考えます。利用されることによって、外に出る70歳以上の方がふえるということで、その辺で元気にながっていき、医療費の削減なんていうことも考えられるのかなというふうに思っていますし、当然4年間やっていく上で、この制度を維持できるような形で持っていきたいというふうに思いますし、また新しい公共交通の構築なんかも考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

済みません、基本的なことがわかっていないのですけれども、これはバスの回数券の購入費の半額ということで、バスの回数券は1つ2,250円で、満額を得るためには、これを6シート買って1万3,500円を払わないと6,000円をもらえないということなののでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

そのとおりです。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

何か提言を言ったら怒られてしまうのかちょっとわからないのですけれども、例えば現状のバスの券を2シートと、実際あと5枚を足すと220円分の27回バスが乗れるわけですけれども、そのうちのハイブリッドで11枚なので、10枚のうちを2つ1セットにして、何か町のほうで新しく印刷して、そのまま、タクシーの

場合は2枚を渡して使える、バスの場合は、それを切ればバスの回数乗られるようなことをやったら、手間は全然要らないのではないのかなと思うのですが、そういうことを今言っただけなら済ませません。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

バスについては、1度買ってというわけではございませんで、1年間を通しての補助額ですので、何回かに分けて買っていただければ、金銭的な負担はなくなるのかなというふうに思いますし、タクシーとバスの回数券の共用でも使えますので、大丈夫だと思います。利用券に関しましては、またちょっと別の問題がいろいろ出ておまして、事務手数料とかが発生したりする場合がございますので、その辺の経費がかかってしまうというので、現在の形になっているというふうになります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 皆様に申し上げます。

ご自分の意見はなるべく控え、担当課に聞きたいことのみを質問をお願いしたいと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと請求のことで聞きたいのですが、請求する場合は、領収書を台紙に張りつけてということなのですが、有効期限はいつまでですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

有効期限は、期限内ということで、その年度内という形になります。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうしますと、極端な話、3月31日に使ったものは、3月31日までに郵送しないとだめということになりますけれども、そういうお考えですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 3月31日に届いていれば大丈夫という形になります。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 届いていればというのは余りにも無責任な答えです。郵政省とちゃんと交渉していただけましたか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） それはちょっと無理な話なので、ごめんなさい。3月31日に使ったのであれば、3月31日付の請求書を出していただければ、それを事務処理期間のあれで払わせていただきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） だから、3月31日に出した、要するにもらった領収書を4年後に出してもいいのかと聞いているのです。有効期限とはそういうものです。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

4年後というのは考えられないというふうには思いますけれども、その辺は基本は、出納閉鎖期間もございまして、3月31日はその出納閉鎖期間までに上げていただければというふうに考えます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） その辺きちっと、どういうことが起こるか精査して対策していただきたいと思いません。

それと、先ほどの、この制度、現行制度の改正ですよ。先ほど菊地議員から質問がありましたけれども、前回は突如としてやめると。今回の質問で、1,600万程度次年度予算を考えていると、担当課としてはね。一体何をもって継続とするのか、何をもって廃止とするのか、全然見えないのです。

この1,600万が次年度通ったとして、では1,600万を超えても、それは補正でもってやっていくのか、それとも打ち切ってしまうのか。前回だまされていると言ったら怒られてしまうけれども、前回のデマンドに関しても、明確に納得のいくような廃止理由が述べられていないのです。

これもまた、あるとき急にやめたという話になると困るので、そこはそういう、何を考えて、例えばさっき出た集中しているとか、全住民のあるところに偏っているとかいうことが廃止の理由になるのか、予算がオーバーしたら、そこで打ち切ってしまうのか、その辺ははっきりしていただきたいのですが。

最終的には3月の予算のときまでには考えるべきだと思うのですが、今現在どういうふうにお考えなのか伺います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

さっき1,600万と申し上げたのは1,600掛ける1万で掛けたのかなというふうには思いますが、制度のほうは、予算のほうはなくなっても、補正予算等でお願ひして対応していきたいというふうに思いますし、制度が大きく変わるよう、と今現在は考えておりませんが、変更するようでしたら、当然お話し合いをして変えていきたいというふうに思います。ただ、現状としては、この制度のほうを維持していきたいというふうに思っていますので、今はその考えであります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。1点確認をしたいことなのですが、前回も確認したかもしれませんが。済みません。

70歳以上の方にまで拡大していただけるという中で、障害者手帳を持っていらっしゃる方で福祉タクシー券をいただいている方がいらっしゃいます。年間96枚ぐらい出ていると思うのですが、その方たちも、あわせてこの制度も使えるということではよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

その方に関しましては、現行制度どおり、まだちょっと決まっていますが、その方はそちらのほうで支給するという形になって、二重の形にはなりません。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

そうしますと、70歳以上の方で今でも、現行もそうだということなので、障害者手帳等で福祉タクシー券等をいただいている方は、この制度は使えないということの周知のようなものもきちっとされていますでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

チラシとホームページの中ではうたっているという形です。

以上です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

現行制度の改正ということで、今回の案のところで、なかなか利用者が、登録者もふえないというのは、結局登録の壁と、あと使った後の申請の壁と2つあると思うのです。壁というか手間というか。登録に当たっては、例えばご高齢なので、来るのが大変だから、家族等が代理で登録ということもできるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

本人確認ができれば、できるという形になっております。例えば本人の証明書であるとか後期高齢者の保険証だとかを持ってきていただければ、できるという形になります。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） つまり運転免許証の写しとかでもオーケーということですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

それでもオーケーです。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 例えば印鑑証明書とか公的書類をもらう際には、委任状が必要なものがあつたりとかあるのですけれども、そこまでは必要ないと。運転免許証とか身分証明書の写しがあればいいでしょうか。それだけでも大分登録のハードルが減ると思うのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

家族の方に関しては、それを持ってきていただいて確認するという形になりますので、委任状等は必要ないです。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） つまりその家族も、同居の家族、要は同じ住所の方なのか。例えば行った場合も、私が委任状を持っていったときも、委任者、受任者の身分証明も必要ではないですか。そういったところまでやるのか。それとも、親の免許証をちゃんと持ってきましたよと言ったら、ああ、ご家族の方ですか。はい。それでも済んでしまうのかといったところなのですが。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。



○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

同居の家族であれば、その家族の証明を見せてもらえば、名字等同じだったり住所が同じであれば、それはオーケーです。違う方につきましても、証明書を見せてもらって、ご関係はにつきましては口頭で伺っておりますので、そこで発行するという形になります。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 増田です。

改正のところで、ライフバス回数券の購入費の半額ということで、ここは同じなのですが、ライフバスの回数券を買いに行くのが大変という意見があったと思うのです。駅の向こう側なので、行くまでが大変。足が悪かったり高齢だったり。また、帰りにこのライフバス券を使って帰るようになるのかなと、そう思うのですが、この辺は何か改善を考えられたのかについてお伺いいたします。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

この辺につきましても問題視をしまして、ライフバスのバス会社に言いますと、町で売ってくださっても結構だよというような話はするのですが、なかなかうちのほうが、預かって、現金を扱うのに、歳入に入れたりしなければまずいなというところで、基本的に民間のバスのチケットを扱うというのは、やはり役場では難しいということなので、その辺についてはもうちょっとライフバスと考えて、例えば臨時に窓口を設けて公民館で一緒に売るだとか、そういうこともちょっと考えていこうかなというふうには思っています。今考えている最中です。済みません。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほどは失礼いたしました。

今と同じことなのですが、ライフバスの1回ごとの補助、そういった回数券ではなくて、そういった補助も考えていただけるのかどうか。その辺先ほど、特別に販売場所を役場とかとありましたけれども、そうではなくて、1回、1回乗るごとに補助が受けられるように、タクシーの500円補助と同じように、ライフバスのほうも、そういった1回、1回の乗車に対しての補助というのを考えていったらどうかと思います。その辺の検討もしていただけますか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

この件は、前回の現行制度においても、話し合いという課題にはなりましたが、そうしますと、結局チケット化するというようなことしか考えられなくて、チケットをすると事務手数料がかかったり、その辺の面で、また不正に転売されるという可能性もありますので、その辺も懸念して踏み切れていないという形になります。今回につきましても、その辺は今では考えていないという形になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 前に96枚券で大変喜ばれていた施策です。ですから、そういったことが同じようにできればいいかなと思うので、その辺も、今おっしゃったように、考えろというので、大変な面もあると思うのですが、ぜひそういった方向も考えて。

そして、これは年度1回の申請でということなのですから、領収書を1年分っておかなくてはいけないですね。これを例えば2回とか、そういったふうにするのか、その辺も考慮してはどうかと思いますが、いかがですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

事務方としては、申しわけないのですけれども、1回でやっていただいて、今回に關しましては、返信用の封筒も送りますので、それでまとめて返していただければなというふうに考えておりますので、現在のところ1回という形でさせていただきます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 済みません、小松です。

改正の点でちょっとお聞きをしたいのですけれども、今回70歳以上と妊婦ということで、新たに妊婦さんが追加をされたわけなのですけれども、なぜ妊婦限定にしたのか、その辺について理由をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

妊婦さんにつきましても子育てをこれからされるという形で、学齡児についても考えたのですけれども、今回は妊婦さんに絞らせていただきまして、ちょっと様子を見るというか、今回に關しては妊婦だけという形にさせていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 小松です。

ちなみに対象の人数というのはどれぐらいになるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 推計になるというふうに考えますが、250人を想定しています。

○議長（井田和宏君） 小松副議長。

○議員（小松伸介君） 小松です。

いつも予算、決算時に出生のあれがありますので、大体250人前後かなと思ったので、それぐらいかなと思ったのですけれども、デマンドのときも結構保育園の送り迎えで使われている方とかもいらっしゃる方で、結構使いたいと思っていらっしゃる方が、小さい子をお持ちのお母さん方は、結構そういった方もいらっしゃるのかなと思いますので、ぜひそちらのほうまで拡大をしていただきたいと思いますので、これは要望になってしまうのですけれども、ぜひその辺も見据えて今後考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 済みません、申しわけないです。

先ほどバスのほうは、1万3,500円を使わないと6,000円の満額の補助はもらえないというお話だったと思

うのですが、これをタクシーの回数で割りますと12回なので、1人当たり1,125円以上タクシーに乗らないと、同じメリットというか、逆に言えば780円だったら、タクシーに乗った人のほうがメリットが余計あるという言い方はちょっとおかしい、おかしくはないのですけれども、そのとおりなので、できれば6,000円分同じ補助という意味で、先に皆さんに、買うのではなくて、6,000円分ただで配ったらどうですかという趣旨で先ほど聞いたのですけれども、タクシーの利用の値段とバスの、バスはだから6,000円補助するのだったら、7,000円だけバスのチケットを買っても6,000円払えばいいのではないのかなと思うのですけれども、不公平が生じると思うのですけれども、そこら辺に対してはどうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

その件につきましては、いろいろ考えておまして、例えば今回はこの制度でやらせていただきますけれども、例えば今度キャッシュレスになっていきますので、そのポイントで、例えば6,000ポイントとかを支払って、バスとかタクシーで使えるようにしていきたいという、そっちのほうに今は考えていたりするところもありますので、そうしますと6,000円分一気に使えるような形というふうには思いますが、今の制度ではなかなか、その6,000円を先に渡すという形だと、公共交通を多く使っていきたいという考えの中では、ちょっと違うかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

皆さんいろいろ質問されたところにもなるのですけれども、制度対象者の19.6%が登録ということで、いろいろ手続の面倒が言われているにもかかわらず、せっかく登録したのに、登録者の約53.3%しか補助申請していないという、そこら辺の理由というか分析はどのように見られているのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

実際使っていない方に聞いたわけではございませんので、正しい回答は残ってはいませんが、今回は制度の改正によりまして、利用した後は郵送できて、うちのほうに送っていただければ、確認できれば口座のほうに振り込むという形になりますので、既に登録されて使っていない方にも今回登録証のほうはお渡ししたいというふうに考えておりますので、その様子を見せていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

これも先ほど吉村議員からも質問があった部分ですけれども、逆に領収書をためておくのも嫌なので、2度でも3度でも申請に来たいという方もいらっしゃるわけですがけれども、年に1回というお話ですがけれども、理由です、私がお聞きしたいのは理由。やはり事務上の煩雑さというところで年1回ということなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答え申し上げます。

一人一人を管理するような話になってしまいますので、1度でやっていただいたほうが、確かに事務上としては間違いが少ないのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（井田和宏君） 林議員。

○議員（林 善美君） 林です。

ちょっと知識不足で申しわけないのですが、タクシーの乗りおりの場所は町内に限定でしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答え申し上げます。島田です。

タクシー会社が限られているものですから、町内のタクシープールにいる業者を選定していますので、駅であれば富士見市とかふじみ野市になりますので、そこから乗っていただいて町内に来ていただいても大丈夫です。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） どうぞ続けてください。

政策推進室長、続けてください。

○政策推進室長（島田高志君） この登録されているタクシー、登録証の裏に書いてあるタクシー会社であれば大丈夫です。例えば都内の某Nタクシーとかは使えないです。都内で使われてもだめですので、出るところが……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） もう一回、林議員どうぞ。

○議員（林 善美君） 林です。

私が聞いたかったのは、妊婦さんが対象になったということは、妊婦健診とか、そういうのに行かれるのを利用ということだと思ったのです。そうすると、町内に産院がないかなと思ったのですけれども、それで富士見市とかで産院に行くときに利用していいのかなというこの確認でした。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えします。

そうすると、自宅から産院に行くというのは可能です。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 以上で公共交通補助事業について終了いたします。

ありがとうございました。

協議事項の途中ですが、昼食のため休憩します。

(午前 11時58分)

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 1時10分)

---

◎ネーミングライツガイドラインについて

○議長（井田和宏君） 休憩前に引き続き協議事項を行います。

協議事項2番、ネーミングライツガイドラインについて説明を求めます。

政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お昼を挟んで始めさせていただきたいと思います。

ネーミングライツの導入に関するガイドラインということで、これにつきましては10月の15日、全員協議会にて説明をさせていただきました。その中で、議員さんにいろいろご意見をいただきましたので、それに伴った変更をさせていただきます、その内容の説明ということにさせていただきたいと思います。ネーミングライツの場所が決まったという説明ではございませんので、ガイドラインの説明になりますので、よろしく願いいたします。

それでは、主幹の富田のほうから説明させていただきます。

○議長（井田和宏君） 政策推進室政策推進担当主幹。

○政策推進室政策推進担当主幹（富田 篤君） 政策推進室主幹の富田です。それでは、三芳町ネーミングライツ導入に関するガイドラインについてご報告させていただきます。

先ほど室長からもありましたとおり、10月にネーミングライツの導入に関する説明、それとガイドラインの説明をさせていただきました。そこでご指摘等ございまして、修正があった部分につきましてご報告させていただきます。

それでは、お手元の資料をごらんください。まず、三芳町ネーミングライツ導入に関するガイドラインの第1条の第2項、こちらを追加させていただいております。

続きまして、ページをめくっていただきまして、第4条の部分になります。第4条の部分、こちらに「愛称を付すことが適当でない施設及び事業者等（町役場庁舎及び学校」その後に「議会等）は」という文言を追加しております。

続きまして、第5条になります。第5条第3号、こちらに「法人税、法人事業税、法人住民税、消費税又は地方消費税を滞納しているもの」という文言を追加しております。

続きまして、同条の第6号、こちらにつきましては、「政治資金規正法第3条に掲げる政治団体及びこれに類するもの」、こちらを追加してございます。

続きまして、同条の第7号になります。こちら、「宗教法人法第2条に掲げる宗教団体等の宗教性のある事業を行うもの」、こちらの文言を追加してございます。

続きまして、同条第8号、「公職選挙法第2条に掲げる公職にあるものが役員を務めるもの」、こちらの文言を追加してあります。

続いて、第6条になります。第6条の下線部分、「の募集に応募したもの（以下「応募者」という。）は、応募に合わせて、」という部分と、その後に、愛称「として提案」することができる、こちらの部分を追加してございます。

続きまして、第8条になります。第8条第1号の力の部分になります。「及び町長への報告」という文言を追加してございます。

続きまして、同条第2号のアの部分になります。「対象施設及び事業等の選定」という部分を、こちらは

第1条第2項に応じて追加してございます。

続いて、同条同号の力の部分になります。こちら「及び町長への報告」という文言を追加いたしました。

続きまして、第11条第2項になります。こちらの「町長への報告を経て」という部分を追加してございます。

続いて、同条第2項第1号の部分、こちら「財務状況、」という文言を新たに追加しました。

続きまして、第12条になります。「町は、」という文言を新たに追加しております。

以上が前回全員協議会のほうで報告させていただいて指摘があったものについて、精査して訂正を行った部分になります。

以上で報告とさせていただきます。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） これをもってパブリックコメントのほうにかけていきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（井田和宏君） ただいまネーミングライツガイドラインについて説明をしていただきました。10月の全員協議会にも説明をしていただいて、その変更点を中心に今説明をしていただきました。

ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。繰り返しになりますが、節度を持って質問をしていただくようよろしくお願いいたします。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上でネーミングライツガイドラインについて終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午後 1時17分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 1時21分）

---

#### ◎スクールゾーン見直し説明会の状況及び今後の対応について

○議長（井田和宏君） 協議事項3番、スクールゾーン見直し説明会の状況及び今後の対応について説明を求めます。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） スクールゾーンの見直しにつきまして、8月の22日の全員協議会、それからその後11月の28日、12月の1日、住民説明会を行いました。その説明会でのご意見の報告と今後の方向性や改善策を本日はちょっとお話をしたくて、お時間をいただいたところでございます。

資料のほうの説明をさせていただきます。まず、幹線5号線の一部・幹線17号線のスクールゾーン見直しの経緯というものをきょう出させていただきますけれども、これまで見直しのご意見や解除のご意見、それから警察からも解除というようなお話を聞いてきておりまして、担当としては進めなければいけないとは考えていたところですが、やはり慎重にならざるを得ないというところもございました。

ただ、その中で、ちょうどことしの7月ですか、一番上の部分になりますけれども、バスのルートが、スクールゾーンの見直しを行わないと、バスの通行規制時間内の通行をとりやめて、バスルートの変更をせざるを得ないということを警察のほうから聞きました。そのことについてどうしようかというような形で、もう見直しをしないといけないなというところが出てきたところで、7月の19日に、中学校のPTAのほうから19号線のスクールゾーンの設定の要望が上がったということでございます。

それから、るこの先そのスクールゾーンを見直したときにどうしていいかというような担当者の会議及び警察等の会議が行われました。

8月の22日の全協後、校長会、区長会等に説明をして、また警察とも協議をしている中で、住民説明会を10月の末にやるということで皆様には説明をしたのですけれども、警察の協議をしてから、2ページ目の上から3段目になりますか、話をしていく中で警察も、説明会には行くよというお話をいただいておりますので、警察のほうに出席の依頼をしたところ、警察協議をした後に説明会を開催したほうがいいのかというような警察からのお話をいただきまして、日程調整をしたのですけれども、警察協議のほうが、やっぱり警察も忙しいようで、10月の24日になってしまったと。その関係で、住民説明会の日程が議員の皆様にご紹介した日程よりも遅くなったというところがございます。

そして、スクールゾーンの話の説明会が、最後のページになりますけれども、11月の28日、12月の1日に行われたというところがございます。

説明会のほうでいただいた意見になりますけれども、別のホチキスどめの資料になりますが、こちらの資料、ちょっと場所によって意見をまとめさせていただいたところがありますけれども、全体の部分で、やはり17号線と5号線と19号線の話が出てきましたので、全体の部分では、17号線だけの解除であればわかるが、5号線を解除したら19号線の交通量がふえる、ここが一番大きな話だったと思います。

ただ、19号線のスクールゾーンの要望も出ていたところがございますので、19号線をこのままスクールゾーンにしてしまったら、グランシアの住民は外に出ることはできなくなる。それか全部許可を取らなければいけないということもあって、スクールゾーンの解除ということも検討されてきたところでございます。

19号線のほうのご意見に関しましては、大変多くご意見を頂戴しておりました。

次のページは、19号線と5号線の交差点です。久保議員さんからも、非常に危ないというご指摘をいただいておりますところの交差点のことについてのご意見を住民の方から頂戴をしました。

また、17号線につきましては、歩道ではなくてグリーンベルト上を歩いているという通学班があるということで、その部分、車がふえたら危ないのというような保護者の方のご意見を頂戴しました。

そのほか、ここの解除をしたところ、国道の反対側の区画整理が行われたところにも車がいっぱい入ってくるのではないかとかという、17号線が通れるようになると、アクロスプラザのところから出てきて、南下すると254が混んでいるから、反対側の東側の区画整理地内に入ってくるのではないかとかというご心配をいただいたことだったりとか、あと4号線の道についても、混むのではないかとかというご指摘もいただいたところがございます。

あと、一番最後のページは、説明会の方法、やり方についてのご意見をいただいたところでもございますけれども、このようなご意見をいただいた中で、今後どうしていいかというような、町では今改善策を考えたところがございます。

基本的には、19号線のスクールゾーンの要望をしていくというところですよ。見直しを当然しなければいけない部分がたくさんありますので、通学路をまず見直さなければいけない。本当にそこしかないかという見直しをしなければいけない。それから、安全策は、スクールゾーンの要望をして、もしスクールゾーンになったとしても、帰りの下校時はスクールゾーンではないので、やはり安全策はやっていかなければいけないというところもございますので、安全策をしながらでも19号線のスクールゾーンの要望をして、最終的には19号線がスクールゾーンになって、5号線、17号線の解除を求めていくというような形で進めていければなと思っております。

安全策の方向性につきましては、道路交通課のほうから説明をさせていただきます。

○議長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中義徳君） 道路交通課のほうから、警察と協議をして、案ということで今このスクリーンに出させていただきました。一応ここが今17号線で川越街道です。西へずっと行って、ここがガラス屋さんのところですよ。そこからずっと行って、これが4号線のところですよ。一応ここについて、簡単ですけども……

〔「5号線です」と呼ぶ者あり〕

○道路交通課長（田中義徳君） 5号線です。ごめんなさい。5号線。まず。

それで、ここについては、こういう丁字路、十字路とか交差点のところについて、赤枠で交差点ということをはっきりとするとということと、あとはグリーンベルトですか、今15センチが1本だけ引いてあるんですけども、この間の説明会でもちょっと意見をいただいたとおり、こっち側を歩く班がいるということもありまして、少し太目で2本ぐらい、30センチ程度のグリーンを引いて、少し幅を広めていこうかなというふうにならうと今道路交通課では考えているところがございます。

あとは、こういう文字、「交差点」あるいは「スピード落とせ」だとか、そういうことをやっていきたいというふうには思っています。今ちょっと見づらいんですけども、このグリーンが30センチ程度あって、ここに外側、白いライン、少し幅を広める。

それで、今のところ警察はこういうふうな案として考えているんですけども、町とすれば、できる限り、外側の白い線の上にポールを立てるだとか、その辺はできる限りやっていきたいと思いますが、間隔が今どれぐらいかというのはまだ確定はしていませんけれども、できるだけやっていければなというふうには考えています。

これがこの続きで、5号線からずっと来て、これが4号線になります。ここについては、おおむねグリーンでずっとやっていって、あとはポールをどうするかということになります。

次が5号線です。5号線で、これは県道です。役場交差点のところですよ。コンビニのところですよ。そこからずっと北に向かっていっていただいて、これが久保議員が立っているところですよ。ここからずっと行って、これが5号までというような形で、ここについても……

〔「17号」と呼ぶ者あり〕

○道路交通課長（田中義徳君） 17号です。交差点、丁字路については、赤枠だとか、あとはイメージハンブといって道路を狭めるあれで、破線みたいなものを入れたり文字を入れたりとかというような形ですかね。これは警戒標識ですかね、そういうのも立てたりとかしてやって、今のところ警察ではそういう協議をして



いるところでございます。ちょっとぼやけて見づらいのですが、一応こんなような形で道路交通課としては安全対策をしたいと。

ただ、今19号については、警察とまだ協議はしていませんので、道路交通課とすれば、グリーンだったり外側で安全対策をとったり、ポールを立てたり、そういうことはやっていきたいというふうに思っています。

ちょっと簡単なのですが、こういうような形で安全対策をとっていきたいということでやっていきたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） それでは、今スクールゾーン見直し説明会の状況及び今後の対応について説明をしていただきました。

ご質問があれば、挙手にてお願いしたいと思います。

久保議員。

○議員（久保健二君） 久保です。ご説明ありがとうございます。済みません、みんな手が挙がらなかったもので、先に質問させていただきます。

まず、きょう配付していただいています資料のほうを見せていただいて、まずちょっと、今回の質問の答弁でもいただいたのですが、スクールゾーンの話とライフバスを一緒にされるのはいかなものなのかなというふうに感じております。理由がどうあれ、やはりスクールゾーンとライフバスというのは分けて考えていただき、また発言をしていただくべきなのかなというふうに感じるのですけれども、その辺担当課で、これは一緒にしないといけない問題なのかどうか、そこをまずご説明いただければと思います。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

バスの担当課ということでお答えさせていただきますと、そもそもこの話が出て、今ライフバスの再編を行っているところでございまして、17号線に関しましては、新しい路線についても走ると。5号線についても新しい路線を走るというふうになっていまして、スクールゾーンの時間帯につきましては、外して走るように新路線のほうはしていました。

そして、スクールゾーンの解除のお話をいただいて、それであれば、交通審議会のほうで、前の意見では、利用者に関しては1本で走ったほうがいいと。何本も路線があるのはわかりづらい、定着しづらいという話なので、1本の路線、役場には来てしまう路線と、ない路線があるというふうにはありますが、路線で走ったほうがいいというのは前から言われておりましたので、スクールゾーンが解除するのであれば、1本でやりたいという話で話を持ってきました。

それで、もしスクールゾーンが解除にならないのであれば、既存のやつでやろうという話になったのですが、実際は17号線が解除にならないというか、バスが走れなくなると聞きますと、1番線、既存の7番線、この2つ、今走っておりますので、ここが走れなくなってしまうと、先ほど出ましたルート変更等しなければいけなくなってしまうというのがちょっとうちのほうの課題となっていて、確かに切り離して考えたいところではあったのですが、うちのほう、バスの担当課としては、切り離して考えられないということで、警察とも話をしてきた上で、警察のほうも切り離して考えないというような話……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） ごめんなさい。済みません、聞いてしまったのですけれども、うちのほうとしては切り離しては考えられなかったという話になります。

以上です。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 事情はわかりましたというか、わかっていないのですけれども、済みません。

今バスが結局理由で、スクールゾーンの解除という話もあわせて出てきたのかなというふうにはしかとれないのです。バスを通したいがために、スクールゾーンの解除という話に発展したのかなというふうに私なんかは捉えてしまうのと、あと説明会、私も出させていただいて聞いていると、恐らくライフバスが運行できないからスクールゾーンの解除という、保護者の方というのは、今の状況だと、まず賛同を得ることというのは難しいのかなというふうに思うのです。やっぱり理由がその理由であれば。

申しわけないのですけれども、きのうちょっと私はあのような答弁をいただいたので、東入間警察のほうに行って、部長さんと、あと担当職員の方とお話ししてきたのです。結局2時間ぐらい話してきたのですけれども、そんな中で、結局今ライフバスのお話をいろいろとされたので、17号線の話も出て、1号、7号の話も出たので、申し上げますと、なぜ今まで17号が逆に許可がおりていたのかがという、警察のほうもそういうようなお話をされているのです。スクールゾーンなのに、本来はああいう公共交通というのは通る許可をおろすわけがないと。もしおりたとすると、スクールゾーンの設置よりも先にライフの許可がおりたという理由。それであれば、今考えればわかるけれども、それ以外許可がおりるはずが本来はないのだけれどもというような、警察の方がされていて。

今回ちょっと町長の答弁を私はちょっと誤解して捉えたのか、町長の答弁がそのような答弁だったのかわからないのですけれども、結果として、スクールゾーンを解除しないとライフバスの運行の許可をしないというのではなく、スクールゾーンなのだから、通れないですよというの、そういう単純な理由。それを聞くと、私も、ああ、なるほど、スクールゾーンだからそうですよね、通れないですよで終わってしまったのですけれども、では今までで17号線をライフバスが、スクールゾーンの時間帯、通学の時間で通れたのかという話に、きのうも警察の方たちと話をしてきたところなのですが、今申請で許可というのはおりにしているのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 島田です。お答えいたします。

現在はおりにしているという。

〔「おりにしている」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） 今はおりにしています。期限つきですけれども。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） その期限つきというのが、実際どうなのでしょう。私もそこまで調べている話ではないのですが、先ほどお話ししたスクールゾーンの設置とライフバスの運行の許可、申請というのが上がった時期というのはどっちが先なのでしょう。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） そのこのところ、私も警察の課長さんとお話をしたのですけれども、やはり

わからないというところが、もう古過ぎて、どっちが先なのかとかというのがわからないというのが現状のようでございます。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） あと、今その話は多分、言った言わないとか、申請の時期というのは、ほじくるといふか掘り下げないと出てこない話だと思うので、これ以上話をしても仕方ないかなと思うのですが。

あと、きのう実際警察官の方2人とお話ししていて、先ほど出た17号線の右側、今通学班が2班通られていて、正直なところ、前にも私は一般質問で申し上げたかと思うのですが、15号線も含めて、路面標示というのは、もちろん視覚的な効果というのはあるかと思えますけれども、実質危険を回避できるとは思っていないのです、私は。なので、やはりハードまではいかないにしても、先ほど課長のほうからお話があったように、ポールを立てて、やっぱり防御するものが必要になってくるのかなと。

車が実際、ではグリーンベルトとかイメージランプ、乗り上げることができないのか。乗り上げることができないのであれば、それなりの効果というのがあらわれるかと思うのですが、やはり乗り上げてよけることというのが可能なので、そうするとやはりそれ以上の対策というのをとらないと、やはりそこに住んでいる方とか通学される子供をお持ちの保護者というのは、なかなか理解を得ることはできないのかなというふうには思うのです、話を聞いています。

きのう警察の方とちょっと話をしたら、さっきポールの話、ソフトのカラー何と云うのですかね、例えばああいうのを、きのう警察の方がおっしゃっていたのは、北永井2区の交差点からたばこ屋さんのところまでずっと立てたらどうなのとかという話は、一部ではなくて、という話も警察できのう話してきたところではあるのですけれども、その辺をしっかりと、ここまでやりますのでというようなやはり提案を説明会等々で住民に周知しないと、またこの後説明会をするとここにも予定が入っていますけれども、なかなか賛同とか同意を得られることというのは難しいのかなというふうにはちょっと私は感じているのですが、その辺もう一度お伺いしてよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 道路交通課長。

○道路交通課長（田中義徳君） 田中です。

今のご質問なのですけれども、先ほど私が説明したとおり、まだ警察と、案として今こういう形をさせていただきましてけれども、今後も調整をして、住民が納得できる、ポールだったり安全対策をしていきたい。していきますと言っているのですかね、そういうふうには考えているところでございます。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 先ほど19号線、前田課長のほうからお話しいただきまして、私も実際、実は7月の要望のほうが出された際に、町のほうへ恐らく話が来る前に、このPTAの方から私のほうに相談があったのです。どのような運びで話を進めたらいいのかというような相談だったのですけれども、まずどのようにしてもらいたいかということ警察に相談して、警察の回答を持って町のほうに出されたらどうですかというような、ちょっと私のほうでアドバイスを送ったことがあるのですけれども。

そのときの話というのが、スクールゾーン云々とか、そういう厳しい規制をという話ではなく、やはりあそこを歩いていて、15号線と同様に歩道がないですね。車をよけ、車とすれ違いで歩行者が歩くスペースもないから、そこをどうにかしてほしいということで、安全対策の強化というお話で私のところには来てい

たので、恐らくスクールゾーンという、最初から厳しい規制ではなく、歩行者の安全を確保できるような対策が町のほうでとれば、またスクールゾーン以外でも解決策というのがあるのかなというふうには私を感じているのですけれども。

最初からスクールゾーンというあれでは、やはり申請を出してから期間もかかるでしょうし、先ほどの、今回私はちょっとこの出し方はどうかと思うのですけれども、ライフバスの関係もあると思うので、納得のいくような解決策というのを見つけて、提案することも必要なのかなというふうには感じているのですけれども、その辺の回答をいただいて、私はきょうの質問はもうこれで結構なのですが。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 前田です。

ご要望をくださった方、警察に行って、今回のスクールゾーンの提案が警察で指示をしてきて、警察からお話があったとおりのことを要望者の方は私に伝えました。それを私は、そのまま今警察と協議したら、警察の思いなので、思いと言っではいけないですね、警察のご指導なので、こういう形の提案に至ったということでございます。

そのときに警察さんから言う話は、19号をやっぴり最終的にはスクールゾーンという要望が出るだろうと。ただ、出たとしても、すぐイコールで、こっちを解除したから、こっちがスクールゾーンではないよというようなお話の中でのこういう提案に今回はなったということです。

今後についても、済みません、先ほど説明するのを忘れてしまったのですけれども、住民説明会のときに、改めて、形が見えないと説明がされても全然納得できないという声もいただきましたので、こういう形でできましたということで、2月の末には道路のほうで5号線の整備が終わるということでございますので、それを皆さんに見ていただいて、また3月の末とかに説明会をして、それからさらにこういう、多分19号線の安全対策のこの話が、そのときにはもうある程度警察と進んでいると思うので、こういう形で考えますということでお示しをして、住民の方にご説明をして理解を得ていければなというふうに思っております。

それから、ライフバスのことなのですけれども、とりあえず17号線のほうのライフバスが今走ってしまっている状況なので、そこをどうしようかというところがやっぱり大きな課題で始まったということでございますので、スクールゾーンの担当としては、やはり17号線は今もう既存で走っていて、多くの住民が乗っているというところのライフバスのところからというところが、自治安心課の担当としては、スクールゾーンの担当としては思ったところでございます。

話がいろんなことになってしまっして申しわけないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 久保議員。

○議員（久保健二君） 今の回答に対してもう一つだけ。

19号線なのですけれども、私も警察のほうで、今までもたびたびスクールゾーンに関してとかお伺いしているのですが、その辺に関しては理解しているところであって、スクールゾーンというのは恐らく申請してから何年もかかると思うのです、許可がおりるまで。恐らく今の状況で申請を町のほうで出されても、19号線というのはスクールゾーンにするのは難しいのかなというふうに正直思っています。地域の一部の方の賛同は得られても、その辺に住んでいる方の賛同を得ることはちょっと難しいのかなと。

というのは、やはり駅に行く方が通れなくなったりだとか、その方全員に許可証というのも、基本的には

その路線に面していないと、なかなか許可証というのは出ることがないと思うので、そうするとほかの、例えばグランシアだとかチェルシーガーデンの抜け道として、そうしたらそれはそれでまた問題になってくると思うのです。やはりそれにかわった、スクールゾーンにかわる安全対策の提案というのを、2月の終わらないし3月に説明会を開く計画でいるのであれば、ほかの提案というのをご用意されて、地域の皆さんに説明されたらいかがかなというふうには思いますので、その辺あわせて計画のほうを立てていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。話がちやごちやで私もよくわからないというのが本音です。

一番問題なのは、2つ問題がありますよね。どこをスクールゾーンにするのか撤廃するのかという問題と、それから今現在ライフバスが通れなくなりそうだという話と2つあると思うのですが、スクールゾーンの問題は私も現場には疎いので、いいかげんなことは言いたくないので、それは避けますが、少なくとも17号線で既存のスクールゾーンになっているところにバスが入っていると。これは、昔で言えば、ライフバスですよ、ライフバスの担当というのは道路交通課だったのです。それが、大野課長が政策推進室に移った段階ぐらいだったと思うのですが、それが担当の所管が道路交通課から政策推進室に移ったという経緯があったはずですよ。現在そういうことで政策推進室がライフバス等の公共交通に関しては所管しているという認識なのですが、それは正しいですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

間違っていないと思いますが、政策推進室ではなくて、もしかしたら総合政策課だったか……

〔「名前はそうだけど、そのときじゃない」と呼ぶ者あり〕

○政策推進室長（島田高志君） 私が政策推進室に来てから6年ぐらいなのですけれども、そのときには既にありましたし、その2年ぐらい前から多分うちのほうに来ていたというふうに思います。思いますで申しわけない。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

それで、今回これ問題になっていますが、2年前だったかな、いわゆるデマンドタクシーが廃止になったとき、補助事業をやっていたのが。そのときに、政策推進室の説明では、ライフバスの路線変更するというのがちょっとしてから出てきたと。

所管が道路交通課だと縦割り社会かなと思うのですが、少なくとも政策推進室が両方見ていたとしたら、なぜその時点で、さっきは、新しい路線変更はスクールゾーンの時間帯を外すという話だったのですが、そのときに認識していたわけですよ、スクールゾーンの時間帯にはライフバスは入れないと。だから、路線変更もその時間を外すというふうに私はとったのですが、なぜそこでスクールゾーンなのにライフバス、既存のです。既存のライフバスの路線がその時間帯へバスが入っているのか。なぜそこを把握しないで、新路線のことばかりで進んで来て、ある企業のセットバックまでさせてということですよ。なぜそういうふうになって抜けてしまったのか、さっぱりわからないのですけれども。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

お答えになるかどうかわからないのですが、17号線につきましては新路線でも入っているところですが、5号線に関して入ろうとした際に、そこはスクールゾーンになっているということで、17号線もなっているのですが、既存で走っているものから、5号線を走らせる場合に、スクールゾーンの中を走るとは、道路の整備もそのときはできていませんでしたので、芳しくないというか、走りにくいというか、狭いところがありましたので、そこを通すのはまずいのではないかと考えて今の路線図というのはつくっております。そこで警察に確認をすればよかったのですが、既存、走っているところを走っているというふうな形になってしまったので、そこが抜けてしまったところかなというふうに思います。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 過去のことももちろんあるし、非常にずさんだなと思います。

それで、ずっと話を聞いているとすごく不思議なのは、ある民間のバス会社のための利便性を言って、スクールゾーンの撤廃という話になっているのかなと、そういうふうを受け取れるのです。もちろん公共交通ですから、住民もその利益を享受しているのはわかります。でも、余りにもそれだったら、どんな企業でも町にある企業は、住民のためにいろんなこともやっているところもたくさんあります。利便性向上にもなっているところもいっぱいあるはずなのです。そのたびにその企業の、町の住民の生活向上とか利便性向上のためにやっているからと、その企業の言い分を聞くというのはすごく変な話で、ましてやスクールゾーンというのは子供たちの安全にもかかわる部分ですよ。だったら、むしろそっちを優先すべきではないのかと思うのですけれども、何でこんな話になっていってしまうのかなと。スクールゾーンならスクールゾーンを本来町としてどう設定すべきかという議論がきちっと全庁的に行われている中で見直しをするというのはわかるのです。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 自治安心課、前田です。

山口議員がせっかく分けて話をしてくださったのですけれども、ちょっとまたごっちゃになってしまう部分があるのですけれども、もともとスクールゾーンでも、歩道ができたところは、スクールゾーンである妥当性がないということを警察は言ってきました、町のほうに。その部分でやはり見直しをしなければいけないというのは、担当課は考えていたのですけれども、やはり方法とか住民の合意とか、そういうところで、いっぱい事故がある中でどうすべきかというのは悩んでいたところでございまして、ずっとそれは、久保議員がいつも出てきてしまって申しわけないのですけれども、一般質問で何度もいただいても、何度もやっぱり、まだ今はする時期ではないという話はしてきておりました。ただ、やはり警察の妥当性というお話のその言葉を聞いたときに、確かにほかにもっと危ないところがあるのであれば、それはちゃんと見直していかなければいけないなということは考えたところでございます。

そういうところで、そういうバスの話がちょうど出てきたところで、やはりここは見直しをしていこうというような決断をした、17号線ですね、決断をしたというところでは。

17号線をでは解除でと思ったところに、5号線がつながるとの話が来て、警察のほうも、ではつながるのであれば、全部歩道ができたところは一緒に見直したほうがいいのではないですかという警察のご意見も

あって、今回のことに至りましたので、久保議員からお話をいただいております、向こうの7号線ですか、東中学校のほうのスクールゾーンに関して、見直しの検討はしなければいけない。あそこは学校にも近いので、どうなるかはわからないですけども、同じことですよ、もう。歩道もできているところであるので、何かしらの動きはしなければいけないなというところは、やはり担当は考えてきているところではございます。解除とか、そういうのではないですけども、すぐにはいかないですけどもと何度も言っていますけれども、そういうように思っております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。ありがとうございます。

基本的に歩道があるところはスクールゾーン解除というのは、私も理解していますし、では何でできたときに解除しなかったのか。それは、問題だと思えますけれども、それ以上に不思議なのは、何でライフパスのルート変更になった途端に、こういうのがぼこぼこ出てくるのか。やっぱりリンクしていると思えないのです。本来であれば、政策推進室がルート変更をするときに、その辺を全部確認しておくべき話であったはずなのです。

その話が出たのは、もう大分前ですよ。延びに延びて来年の5月ゴールデンウイーク明けですか、というふうにおっしゃっていますが、今の状態でうまく解決して、ルート変更が5月の連休明けにできるのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

その辺はまだ、今後です。進捗状況を見ながら考えないとという。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 正直冗談ではないよと。今まで偽った情報つかまされてしまって、言葉は悪いですけども、また注意されただけけれども。本当にそうなのです。

きちっとできるという確証を得てから発表すべき話で、それも何回も発表しているのです。今回だけではないです、ゴールデンウイーク明けだなどというのは。それ前にもっと早くできる、ずっと言い続けて、結局だめだ、だめだ、延びて、それで最近になって5月の連休明けだになって、それも当てになりませんという話です。余りにも無責任ではないですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 政策推進室としても確かに、再編して走らせる、日付がずれていくのは非常に心痛く思っておりますし、早く走らせたいという思いは、随分前から発表してきたほうから言いますと、したいというふうには思っていますが、諸事情がございますので、その辺を鑑みて調整しているところでございます。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 言われる前に発言の訂正をしておきます。

一部不穏当な発言がありましたので、「偽った情報」というふうに直していただきたいと思います。

---

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

きょう説明をいただいて、スクールゾーンとライフバスの方が一緒になってごちゃごちゃになっているなというふうに思うのですが、まずいろいろ縦分けて考えてほしいかなと思うのです。藤久保を通る新ルートというのは、前やっていたデマンド交通をやめたときに、藤久保地域の方々がデマンドを使っている方が多くて、病院だとかに行くのに本当に困っているという話の中から、この藤久保を通るルートをつくりましょうという話が出、それでオシモトのことなんかいろいろあったのですけれども、最初は平成30年の4月あたりに、もう通しますという、以前の室長からはそんな話も出ていたものを、やはり危険性回避をしなければならぬということで、オシモトさんのところ、企業名をがらがん言っていますが、オシモトさんのところをやはり拡幅した後は、では走らせましょうという。その中で、去年あたりからは、ことしの10月、11月ごろには走らせましょうという、それも出てきました。山口さんがおっしゃったとおりなのです。

本当にこのバスのルートを待っている人たちが、あのデマンドをやめたときから、どれだけ待ちに待っているか。議員も、やっぱりこういう話を伺えば、町民の皆さんには説明をするのです、こういうわけでおくれているのですよと。でも、この藤久保を通るルートを確定して、計画をつくったときには、スクールゾーンのその時間帯のときにはこちらを通し、そしてスクールゾーンが解除される時間帯にはこちらを通しという、そういう丁寧に、しっかりルートのことと考えて、町民の足を望む人たちのために、そうやってやってきてくださっているのです。

そこをまた、先ほど言ったように、ではこのスクールゾーンを外した後に、もう1本で通せるようにしようという、その変更というのですか、そこが本当に町民が町の中にいないのではないかなと。本当に足を望んでいる人がいるのだから、計画どおりに走らせて、その後スクールゾーンの解除の話はまた別ものとして、解除された後にルート変更してもいいのではないかなと思うのです、合わせて。だから、一緒に考えているので、どっちが大事なのという。どっちも大事ですけども、やはりバスを通すというのは、早くやっていただきたいかなというふうにも私は思っています。その辺について、町としては、どうしてもスクールゾーンの変更を待つというの、それはもう絶対のことなのですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

内藤議員、あとは前回菊地議員からも、待っている人がいるのだというお言葉を聞いておまして、私のほうも早く通したいという思いは一つでございます。

諸事情、先ほど重ねての諸事情がございまして、現在おけているところでございますが、実際ライフバスのほう、民間バス業者におきましても待っているところでございますので、その辺の判断ははっきりしたいと思いますが、今現在で言わせていただきますと、スクールゾーンの解除を待つというふうな形になります。ただ、今後おくれるという可能性がかなり高いというふうに思いますので、スクールゾーンが解除される時期がです。時期がおくれるということがありますので、早急に考えていきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 申し上げます。



スクールゾーン見直し説明会の状況及び今後の対応についてということで質問をお受けしたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。済みません。

17号線のそばに住んでいる身といたしまして、実際17号線は通れません。だから、自分も通りませんが、2077号線という畑の中の道を真っすぐ行って、殖産の中を歩いて行っていますが、かえってそこを通ったほうが危ないし、そこからグランシアのほうへ抜けるのも別に問題がないわけです。実際そうやって地元の人というのは、17号線を結構通ってしまっている人もいっぱいいるのですけれども、自分は一応つかまってはまずいから、一応通ってはいない。申請を出せば、うちの場合は通れるのですけれども、幼稚園もやっているし、あそこに土地があるので、いいのですけれども、それで通っているわけです。

久保議員が一生懸命頑張っていて、5号線のほうがああいうふうに歩道ができて、すばらしいかどうかわかりませんが、ある程度安全な道になったわけですが、それで危ないというような話だと、では北永井3区に住んでいる人とか2045号線とか、その他のところに歩道が全くないけれども、ライフバスはばんばん走っているわけではないですか、実際小学生が歩いているときに。その比較として、ではどこまでやれば納得するのかというのは、なかなか難しいのかなと思って。

ある程度警察の基準でそれができたら、歩道ができたのだったら、解除して大丈夫ですよとか、何かしら基準を持って言わないと、ではいつまでたっても、せっかくいろんな要求があって、ああいう道が完成するわけだから、それに対して、ではさらにまたここだけやってくれというのも、ほかの、はっきり言えば殖産とか藤久保3区に住んでいる方に対して、ではそっちの人はいいのかという話にはっきり言えばなるし、現実問題17号を通らなくても、いろんなところから殖産やグランシアの中を通ることは可能なわけですよ。また、下校時には、スクールゾーンではないわけで、どこまでやれば、ではトンネルつくって小学校まで行けばいいのかという話にはならないけれども、そこら辺の住民の人の納得するのはバランスが難しいなというのが1つと。

実際問題本当にそこに住んでいたら、本当は全員許可証を取らなければ、現実問題いけないわけなのですよ。もし通る場合は、ですけれども、どの程度の人が取っているのかなというのも若干、それとまた交通安全は違うとは思いますが、ほかのところとのバランスから考えると、十分5号線というのは、3区や殖産の中の道よりは、15号線も比べて、悪いですけれども、十分、ましという言い方はおかしいけれども、そうなのかなというふうに、個人的にはそう思うし、実際現実そういうもっと狭い道を、規制を回避するために皆さん通ってられるという現実もあると思うので、そっちのほうは逆に自分なんかは、5号線は別として、17号線を通ってもらったほうがかえって安全ではないかなと、個人的には思います。どうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 説明会のときにやはり同じお話を聞きました。終わった後のお話なのですが、2077号線ですか、セブンイレブンのところに入っていく。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○自治安心課長（前田早苗君） 2077、1本裏というイメージですよ。そこをやっぱり、自分のうちの前

をすごいスピードで通る車がいるのだというお話を聞いたときに、やはりもっと安全な、歩道ができて17号があげば、そこから通っている車が17号には移動できるのですよねなどというお話を私も住民の方ともやっばりしましたので、そういう、17号があくことによって、スクールゾーンだけではなくて、周辺の住民の方々の利便性と安全性が上がるのだというような説明も今度の説明会ではして、何とか理解をいただきたいなというふうに思っております。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

まず最初に、さっき政策推進室長のほうで、今のライフバスさん、運行許可というか、期限はあるものの、期限は近いけれども、まだあるみたいな形で言っていたのですけれども、ちょっとそこが気になったので、それはどういったことでしょうか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えいたします。

期限につきましては、5月までの期限という形で、警察のほうは特別な許可を出して、ライフバスのほうは運行のほうができるというような許可をいただいております。それは、日にちはまだはっきりしないのですが、7月から許可という形で、1回更新をして許可をしているという形です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） それが今スクールゾーンを通っている1番線、7番線……

〔「1番」と呼ぶ者あり〕

○議員（鈴木 淳君） のことに関しての許可なのか。それともライフバスの営業全体のことなのか、どちらなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） 17号のところの許可です。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） わかりました。今回私も、1カ所住民のほうへ行って聞いていて、やはり皆さん歩道ができるのはわかる。そこができてからでいいのに、何でもう4月と。たしか当初の説明だと、4月で見直しというか解除でしたよね。そういう期間を決めているのだという話で、皆さんいろいろ、すっきりしなかったと思うのです。

先ほど自治安心課長のほうでも、17号線の解除のことを話していたら、では5号線もつながるのだから、一緒に解除したらと言われてという話だったと思うのですけれども、その5号線と特に19号線の交差のところ等は危ないというのは恐らく確認していると思うのです。ですから、町として、どちらを優先にとしてやってくるのかとか、そういうのが見えないのです。何となく、ライフバスさんが、こうしたほうが都合がいいから、スクールゾーンの時間は違うルートを通るとわかりづらいから、それは公共交通審議会でもありましたけれども、そういった意見があったから、わかりました、そう従いましょう。スクールゾーンも、17号線を解除するのに当たって、5号線も一緒にしたらどうと言われたから、では5号線も一緒に解除にしようというような感じで、町としてはどっちを優先する。

例えば子供の安全は確保できないから、いや、5号線はできないよとかいうのは、姿勢が見えなかったの

ですけれども、やはりライフバスの新路線を優先して今の方向で話を進めていったということではないと思いますが、そうすれば、今17号線と5号線同時という前提でいますけれども、それは分けて、順次段階を追ってという形の解除もできるということによろしいですか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） まず、5号線のほうの新路線のことは、スクールゾーン担当としては全然イコールではないことです。ただ、17号線のほうの既存のことに関しては、ルート変更されたときに、通常使っている住民がもう既にいますので、その部分については、やはり早急に対応をしたほうが良いというふうに考えました。

同時解除というのは、やはり解除申請の連携をとるのは警察でありますので、警察からの指導、助言をいただきながらということなので、警察のご意向ではないですね、警察の指導、助言に沿って、こういうような計画を立てたということです。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

今後の対応ということで伺いたいのですけれども、先ほど道路交通課長から、幹線17号線についてグリーンベルトをつけると、道路の北側ですよ。道路の北側のほうにグリーンベルトをつけるという話があったと思うのですけれども、南側の歩道をつくるときに、全部歩行者はそっちの南側を通らせるということで歩道をつくるという説明があったと思うのです。平成22年6月の定例会のときに、そういう一般質問もありましたので、若干覚えていたので、今調べたらあって、17号線、4号線と5号線の間に横断歩道もありましたよね、前。横断歩道があって、歩道ができることによって横断歩道を撤去というか消去しようということになりました。そういう経緯があっても、北側にグリーンベルトというのはつくるのですか。

○議長（井田和宏君） 答弁はよろしいですか。

暫時休憩します。

（午後 2時14分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時15分）

---

○議長（井田和宏君） 後ほどわかりましたら、きょうではなくて、後ほど答弁をしていただきたいと思います。

菊地議員。

○議員（菊地浩二君） もう一つ、今後の対応ということで、政策推進室のほうになると思うのですけれども、17号の川越街道から5号との間で、ガラス屋さんの前のところに横断歩道がありますよね。そこにバスの停留所もあるので、それは今全国的に問題になっているところだと思うので、そういったことも安全性といたのを今後検討していただきたいと思うのですけれども。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議員（菊地浩二君） 要するに停留所にとまっていると横断歩道にかかってしまうのです。死角ができて、

通行者が渡ろうとしても、対向車とか、そっちからは見えないので、事故が多いと今全国的に問題になっていると思うのですが、それが三芳町にありますので、あわせてこの安全というのを検討していただきたいと思うのですが、どうですか。

○議長（井田和宏君） 政策推進室長。

○政策推進室長（島田高志君） お答えします。

その辺については検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

先ほど歩道整備ができたからスクールゾーンを解除するというお話があって、実際場所は、歩道整備というのは片側だと思うのです。実際私は両側にできれば、そういった解除を考えてもいいのかなと思うのですが、実際には片側ですので、本当に交通安全として、やっぱりスクールゾーンがあって、住民が残してほしいという気持ちは安全面ですごくよくわかるのです。ただ、私は両面あれば解除でもいいのかなと思うのですが、まずその辺についてはどう捉えているか。

○議長（井田和宏君） 自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） お答えします。

確かに吉村議員がおっしゃるとおり、両方に歩道ができればいいと思いますけれども、ただ今片側に歩道できて、まだできていないところもありますし、危ないところというところの見直しをするには、やはり今あるところを解除しなければ、危ないところの安全対策のことを考えるのに支障が出たというところなので、ある一定の妥当性がない歩道ができたところを解除することになったので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 先ほどから言いますように、住民の方にとってみれば、子供たちが安心して歩けるということで、スクールゾーンでそういうふうになっていたと思うのです。それを解除するというのは、相当なやっぱり安全面が保障されないと大変だなというふうに思うのですが、それについては、先ほど道路課長が少し改善策も述べていましたけれども、それで納得できるのかどうか。私は、先ほどから言いますように、両側に歩道整備があれば解除でもいいのかなと思うのですが、

お聞きしたいのは、お話ですと、今後住民に理解を求めるという方向でいくのかなと、そういうふうを感じるのですが、実際にこれは案ですよというふうに言われていましたので、スクールゾーンを残して、そしてライフバスの対策も考えると、そういうふうには、スクールゾーンをもうやめるのか、それとも残して、そのまま新たな新路線のほうも考えていくのか、両面考えていくのか。それとも残す方向はもうないような理解を求めるということを言っていたので、どちらかという、もうなくしていくような方向の話で進めていくような気がするのですが、そちらはどのように考えていますか。両面考えていかれるということでいいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時19分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時26分）

---

○議長（井田和宏君） 吉村議員の質問からとまっていますので、その質問の回答を。

自治安心課長。

○自治安心課長（前田早苗君） 今のところ町のほうでは、19号線のスクールゾーンの要望をしつつ、今皆様にお示ししたスクールゾーンの見直し、解除ですね、解除の方向で考えていきたいと思っております。

今後の方向につきましては、今ざっと考えられる羅列をきょう皆様にご報告をさせていただいたのですが、ここまで進んだとか、こういう対策になりましたとかというところをまた全協のほうにお示しをさせていただいて、進めていければと思っております。

以上です。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。それでは、この件に関して。

久保議員。

○議員（久保健二君） 強引に済みません。

ちょっと誤解をされていると困るので、一言だけちょっとお話しというか申し上げたいのですが、決してスクールゾーンを解除してくれという、この間答弁でいただいたように、幹線17号線に関しては、以前解除の調整というかをしろというか、を考えたほうがいいのではないかと質問をしたのは、あれはそういう解除しろというお話ではなくて、やっぱり歩道がついたということとか、いろいろともう形骸化しているというお話もされていたではないですか。唐沢小学校区内に関しても、正直安全の確保ではスクールゾーンのまま置いておいたほうがいいというのは誰でもわかることなのですが、渋滞で困っている方もいます。そのために今回アンケート等をとって、今後どうするべきかというのを一回諮ったらどうだということ。あと、見直しとか、町として今後どうするべきかというの一回ここで確認するのもいいのかなと思ってこの間提案させていただいたので、その辺もあわせて今後を進めていったらいいかなというふうに思います。だから、決して解除ありきで話をしているわけではないので、その辺だけご理解いただければと思います。

○議長（井田和宏君） 答弁はいいですね。

○議員（久保健二君） いいです。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） したい。

〔「いいです。ご本人とお話を……」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、この協議事項の3番、スクールゾーン見直し説明会の状況及び今後の対応については、もう一回改めて整理をしていただいて、次回の全員協議会までにとすることで整理をしていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、休憩をいたします。

（午後 2時29分）

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時40分）

---

◎三芳町住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例について

○議長（井田和宏君） それでは、協議事項の4番、三芳町居住等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例について説明を求めます。

環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 皆さん、こんにちは。本日は、三芳町居住等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例の制定についてご説明に上がりました。

まず最初に、目的といたしまして、この条例は、居住等における物の堆積または放置に起因する不良な生活環境の発生を防止するとともに、それを改善するための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、安全で快適な生活環境を確保することを目的としています。

続きまして、内容について申し上げます。内容につきましては、不良な生活環境の状態に現に居住者がいる家屋について、その改善を図るため条例を制定するものです。

不良な生活環境とは、住居等における物の堆積または放置に起因するネズミ、害虫もしくは悪臭の発生または火災発生のおそれ等により、近隣における生活環境に著しい障害が生じている状態を指しております。

スケジュール的には、本日12月6日、全員協議会の説明、11日、一般会計補正予算を上程いたしまして、17日、一般会計補正予算審議、条例制定検討委員会の謝礼についてでございます。12月下旬に条例制定の検討委員会を開きまして、1月上旬ハブコメ実施、2月上旬、条例制定委員会をもう一度開きまして、裏面に行きまして、3月上旬、第7回三芳町定例会、三芳町居住等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例の上程という予定で取り組んでまいりたいというふうに思っているところであります。

説明は以上でございます。

○議長（井田和宏君） 事務局長。

○事務局長（齊藤隆男君） これは「居住」なのでしょうか、「住居」なのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時43分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時43分）

---

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 大変申しわけございません。「住居」でお願いをしたいと思います。

○議長（井田和宏君） それでは、今三芳町住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例について説明をしていただきました。今説明のとおり、この件については、一般会計補正予算として条例の制定検討委員会の謝礼が上がってくるということで、補正予算で上がってくるという内容のもの

でございます。

質問です。質問をお受けいたします。

内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） 内藤です。

この説明は、現在一般会計補正予算案は出ておりますけれども、そこには入っていない分で、この後追加議案になるということの説明でしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 内藤議員。

○議員（内藤美佐子君） そういう記載がどこにもないので、何の説明なのかなというふうにちょっと思ったのですが、追加議案の説明ということできょうはされたということで、理解をさせていただきました。

以上です。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

この内容のところに、「現に居住者がいる家屋」とございますが、これは空き家ではなく、居住者がいる、そういう環境の住居に限定ということよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 議員おっしゃるとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 済みません、こういうことの地域からのご相談等がたくさん多分あつてのことだとは思いますが、おおまかにどのくらいか、今何件くらいご相談があつてのことなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） たくさんというわけではありませんで、1件というふうに認識しております。

○議長（井田和宏君） ほかに。上程されるものですから。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ただいまの説明で「現に居住者がいる家屋」ということなのですけれども、目的とか条例名で「住居等」となっているわけですけれども、その「等」の部分がどの程度のことを言っているのか。「現に居住者がいる家屋」ということですが、そこに限られることなのでしょう。それともその「等」の部分にもうちょっと広がって何かあるのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 現時点では、「等」の部分に特別な何か物すごい意味があるとか、そういうふうには考えておりません。この住居というふうに、ほとんどここにかかると思いますけれども。

○議長（井田和宏君） 吉村議員。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。

これは、県内に同じような条例を制定しているところがあるのか。もしあつたら教えていただきたいと思

います。八王子市にはあるような気がするのですけれども。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） お答えいたします。

今のところ2件あるというふうに認識しております。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

このスケジュールなのですけれども、何でこういうことになるのかなと思うのですけれども、12月11日、議案上程、本会議の予定はないのですけれども、何でこういうことを執行部で書いてくるのかなという、前もあったのですけれども。どうなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 申しわけございません。上程という言葉はちょっと間違いですかね、済みません。議案送付ということになりますかね。済みませんでした。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

あと、あわせてなののですけれども、もう可決することを前提で全部いってしまっているわけです。そういうのがどうなのかなというのが、執行部の考えはあるのはわかるのですけれども、議会として通すことを前提で話をしているのはいかがなものかなと思います。

ただ、それとなぜこれは追加議案になるのか。何でもっと前にちゃんと5号のほうで上げられなかったのか。なぜ追加になるのかということについて伺います。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） お答えいたします。

この問題につきましては、担当課としても長年にわたってこの問題に取り組んできておりまして、今年度に入りまして、一般質問でもたくさん受けておりまして、その兼ね合いもありまして、あとそのほかどのようにしたらいいのかということ考えた上で、今回大変急ではありますが、上程させていただきたいというふうに思ったところでございます。

○議長（井田和宏君） 菊地議員。

○議員（菊地浩二君） 菊地です。

要は最近、そういう執行部の、急に出てくるというのが多いと感じています。長年やっていたのであれば、その途中、途中で、全協で報告なり意見を求めるなりしてもよかったと思うのですけれども、そういったことはなかったと思うのです。急にやはり出てきたという感じがあって、なぜしかも定例会中でというのが、今は全然お答えになっていないのです。もっと事前からそういうことをやってあるべきなのかなと。

要するに今堆積とかがあって、急に対応をとらなければいけなくなったというのであれば、またそれは別ですけれども、そういったことがあるから、こういうふうに条例をつくりたいという説明があっていいと思うのです。そういうのがなくて、いきなりこういう条例をつくって、謝礼出しますから補正予算お願いしますと。お願いしますも言っていないのですけれども、という話になると、それはやり方としてどうなのかなと思うところがあるのですが。もっと丁寧というか、普通にやっていただきたいと思うのですけれども、



課長どうでしょう。

○議長（井田和宏君） 環境課長。

○環境課長（長谷川 幸君） 議員おっしゃることはよくわかりますが、どうしてもなるべく早く取り組みたいということで今回お願いに上がったというような状況でございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で三芳町住居等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の改善に関する条例についてを終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（午後 2時51分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 2時55分）

---

#### ◎令和2年度三芳町中学生海外派遣事業（オランダ派遣）について

○議長（井田和宏君） 続きまして、協議事項5番、令和2年度三芳町中学生海外派遣事業（オランダ派遣）について説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（宇佐見宏一君） 宇佐見でございます。

令和2年度三芳町中学生海外派遣事業計画案（オランダ）についてということで資料のほうをご用意いたしましたので、担当の指導主事のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） では、資料に沿って説明させていただきます。

派遣期間です。本年度9泊10日、昨年度と変わりません。

派遣時期、令和2年4月30日から5月9日。多少前のほうにずれております、本年度と比べて。

派遣人数、6名。本年度と同様です。

引率者2名、本年度と同様です。

応募時期は、令和2年1月14日から1月20日とさせていただきますと思います。

選考は、課題作文と面接によって選考いたします。

今後の予定は、備考に書いてあるとおりです。

2枚目のほうには、本年度の派遣日程案についてつけさせていただきました。ほぼ、訪問する学校、それから見学させていただく場所等変更はございません。

以上になります。

○議長（井田和宏君） ありがとうございます。今令和2年度三芳町中学生海外派遣事業について説明をいただきました。補正予算に上程されているものでございます。聞き漏らした点等がありましたらお願いをしたいと思っております。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

ちょっと確認なのですが、質疑がどこまでになるかわからないのですけれども、この資料の中で、費用に関しては、「派遣に係る経費は、三芳町からの補助金及び派遣生徒個人負担金とする」となっております。つまりこれは、三芳町が補助団体に対して補助金を出すという理解、そういうふうに読んでよろしいですか。

○議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） というと、三芳町独自の事業ではないと。独自というか、町が主催する事業ではないと。あくまでも補助団体が主催する事業であるということになります。それでよろしいのですか。

○議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） そうなると、ちょっと不思議なのですが、何で補助団体の事業を全協で説明をされるのか。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 2時59分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時01分）

---

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 委員会という名称の補助団体ということによろしいかと思うのです、今までの。それは間違いはないですね。一応そこを確認しておきます。

○議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） そのとおりでございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） この補助金に関しては、一般的な補助団体に対する補助なのか、特定事業に対する補助なのか、そこら辺、費用のところの経費がちっとも、不明確なのです。そこを説明をお願いします。

○議長（井田和宏君） 答弁よろしいですか。

暫時休憩します。

（午後 3時02分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時04分）

---

○議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） 教育委員会の主催で、三芳町中学生海外派遣実施委員会という補助団体に補助をして実施していただいているという、そういう形式をとっております。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 質問に全然答えてもらっていないのですが、一つは、さっき言ったように、個別の補助団体の提案というか内容ですよね。事業内容に関して、ここで受け付けるのかどうか。全協で協議すべき内容なのかどうかというのが1点。これはまだ答えをもらっていない。どこに聞いていいのだからよくわからなかった。議長に聞くのかどこに聞くのか。

今私が最後に質問したのは、補助団体だというのは認識しています。では、この補助金というのは、補助団体にする補助金なのか、特定事業に対する補助金なのか、それがどちらでしょうというのが最後の質問です。

○議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） 特定の事業に対する補助でございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 特定のこの派遣事業そのものだけの補助と。そうすると、その補助団体の運営は、どういう形で、費用面です。なされているのか確認したいと思います。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） もうちょっと補足すると、補助団体だとすると、例えば通信費、電話連絡だとかというのは、その補助団体が負担すべきはずなのです。その経費が要るはずなのです。ところが、町から出ているのは、特定の事業に対する補助金となると、その補助団体の運営費というのはどこから出ているのかなど。例えば印刷するにしてもお金がかかるわけです、コピーするにしても。という意味合いです。

○議長（井田和宏君） 答弁、大丈夫ですか。

学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） 実施委員会の設置要綱によりますと、構成メンバーとして事務局として学校教育課のメンバーが入っておりますので、一応そのところで、事務局のメンバーが入っておりますので、経費等もそのところでやらせてもらっているという状況でございます。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） ちょっと曖昧な答弁だと、この後もめると思うので、後日でもいいから書面で出していきたいのですが。メンバーが入っているから公費を使っていいという話にはならないはずなのです。その辺どうクリアされているのか。

補正予算にも出ていますが、あれは町が出すほうに対しての質問ですから、補助を受けるほうへの質問ではありませんから、だから今ここでしているのですが、ちょっとその辺をクリアにして、ここで時間をかけるよりも、そのほうがいいと思うので、私は書面で出していただければ。議会宛てに、今の質問に関して、そう思います。

○議長（井田和宏君） それでよろしいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（宇佐見宏一君） まず、中学生海外派遣事業実施委員会ということで、教育長を初め中学校長、あと町役場の関係課長、あと指導主事ということで組織をしているものでございます。こちらのほうの運営につきましては、先ほど担当主査のほうからありましたように、事務局のほう、学校教育課のほうにおきまして、実施委員会のほうを運営していただくような形をとっております。というようなことで、中学生海外派遣に係る補助金以外の費用につきましては、学校教育課のほうで当初予算のほうに計上させていただいているという形をとらせていただいています。

以上です。

○議長（井田和宏君） 山口議員。

○議員（山口正史君） 答えていただきたいのですが、構成メンバーとか、それはわかりました。ただ、補助団体の運営費を公費で賄っていいのか。例えば電話代、コピー代等々です。というのが質問であって、そこを明確にお答えいただければ、それで済むのです。

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 3時11分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時20分）

---

○議長（井田和宏君） 今の山口議員の質問に対しては、一回持ち帰っていただいて、整理をして回答をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） ことしと内容についてはほとんど変わらないと言われたのですが、飛行機の時間以外に変わったところはどこなのでしょう。

○議長（井田和宏君） 細谷議員、内容は……

○議員（細谷光弘君） 先ほどこの説明で、行程については、ことしですか、行ったのほとんど変わりませんと説明があったので、ほとんど変わらない部分についてお聞きしてはいけないということですか。

○議長（井田和宏君） 違いを聞きたいということですか。

○議員（細谷光弘君） ほとんど変わらないというのだから、何かが変わったのでしょうかから、飛行機の時間以外に変わったところを教えてくださいというのはまずい質問だったのかどうなのか。

○議長（井田和宏君） 上程議案ではないです。ただ、内容にはかかわってきます。

〔「これ上程議案なの」と呼ぶ者あり〕

○議員（細谷光弘君） 内容は書いてあるではないですか。それは聞いてはいけない。だって、自分でほとんど変わりませんと説明されたので、それを聞いたのですが、それはだめなら別に構わないです。済みません、何もわからないので、申しわけないです。

○議長（井田和宏君） では、違いがあれば違いをお願いいたします。

学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） まず、1点目は、本年度は学校訪問とホームステイ以外に、ユトレヒトという都市と、それからアムステルダムという都市2カ所行きましたが、令和2年度に関してはユトレヒトは削りました。アムステルダムで、さらに令和元年度に行っていないところとしては、レンブラントの家の見学というのは5月4日の月曜日に入っていると思いますが、そのところを新たに追加した部分です。

以上になります。

○議長（井田和宏君） 増田議員。

○議員（増田磨美君） 日程の確認でお伺いしたいのですけれども、5月3日はホストファミリーとイベントということで、このホームステイというところで、ホームステイのお宅に泊まると思うのですけれども、4日の朝、ホテルからアムステルダムというのは、集合ということですか。ホームステイのお宅からヒルトンホテルと、どなたかが、先生かな、泊まっているホテルに集合して行くという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 学校教育課指導担当指導主事。

○学校教育課指導担当指導主事（加藤哲郎君） 一旦引率者が泊まっているホテルにホストファミリーの方へ送っていただいて、そこから出発すると、そういうことでございます。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で令和2年度三芳町中学生海外派遣事業について終了いたします。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

（午後 3時24分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時24分）

---

#### ◎意見書の調整について

○議長（井田和宏君） 協議事項6番、意見書の調整を行いたいと思います。

提出順に説明をいただきたいと思います。

まず、一番初めに提出されたのが吉村議員。説明をお願いいたします。

○議員（吉村美津子君） 吉村です。地球温暖化防止対策の強化を求める意見書（案）について説明をします。

まず、1点ちょっと訂正をお願いしたいので、名前をフルネームでしたいと思うので、「アントニオ・グデレス」国連事務局長に改めさせていただきたいと思います。それでは、説明します。

地球温暖化による気候変動は、世界中で干ばつや大洪水、台風の巨大化など甚大な被害をもたらしています。日本もその影響があらわれてきていると思います。

2019年の9月23日に地球温暖化対策を加速するために開かれた国連の気候行動サミットが行われましたけ

れども、そこでは2030年までに45%削減、2050年までに実質ゼロにすること、これを掲げております。私は、本当にそのとおりだなと思っております。これを本当に日本においても、その目標を同じようにしてもらいたいと思っております。

日本は、2050年までに80%、それから2030年には26%ということですので、日本は排出国5番目になっておりますので、余りにもこれは低過ぎると思いますので、やっぱり国連で要請している、それに応えてもらいたい。

そのために、1番として、温室効果ガス排出量目標の削減目標率を引き上げること。

そして、2番目には、石炭火力発電というのは、二酸化炭素を排出する最も大きいものとなってしまっております。そして、国連のほうでは、石炭火力発電所を2020年以降新設はやめるようにと、こういうところまで言っております。日本は、新たに22基つくっていくということでもありますけれども、まずこの新設は絶対やめてほしいし、世界はこの石炭火力発電所をなくしていこうという方向でいますので、それも日本は同じようにしていただきたい。

その2つを希望して、ぜひこの地球温暖化対策に日本も積極的に参加することを求めて意見書を提出します。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今吉村議員から説明をしていただきました。

ご意見、ご質問があればお願いをしたいと思います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、今の吉村議員から提出された意見書については、以上とさせていただきます。

続きまして、提出されたのは桃園議員でありますので、説明をお願いをしたいと思います。

桃園議員。

○議員（桃園典子君） 桃園です。

「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書（案）をこのたび提出をさせていただきました。あおり運転に関しての社会的国内における意識の高まりは、こちらにも書きましたが、8月に起こりました茨城県常磐道のあおり運転での事件、そして東名高速で29年6月に起こりましたあおり運転では、子供たちの目の前でお父さんとお母さんが高速道路で命を落とすというような起因はあおり運転から始まった、そういう悲しい、悲惨な事故も起こっております。

これは、高速道路のみならず一般道でも起こり得る、またいつ自分が被害者になってもおかしくないような、そういう現状がございます。ただ、それがきちんとしたあおり運転に関する規定がなかったり、またそれ以上に法が整備をされていないという、そういう現状がある中で、悲しい事件がなかなか減らないという現状がありまして、このたび記の下に3点掲げさせていただいたのですけれども、法の改正、あおり運転をしっかりと法律の上で取り締まっていくための法の改正。

また、2つ目は、運転免許更新時における講習の中で、教本や資料などにそこを盛り込んでいただいて、運転免許更新時に、運転手の方々の意識を新たに持っていただく、そういう促しの場を持っていただく。

また、3点目には、広報啓発活動としては、警察庁とか都道府県警察のホームページやSNSや広報紙な

どを活用して、その意識向上を図っていただくという3つの提案を、意見を載せさせていただいて、意見書とさせていただきます。調整をよろしくお願いいたします。

○議長（井田和宏君） 今桃園議員から提出された意見書について説明をしていただきました。

ご意見、ご質問があればお願いをしたいと思います。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

趣旨は非常によくわかります。それで、記のところの1番で、「あおり運転の規定を新たに設け」、ここが一つだと思うのです。今あおり運転の規定がないから、それを設けなさいと、それは非常にわかります。ところが、厳罰化については、「危険運転を行った場合のみでも」ということで、危険運転という中に多分あおり運転も含まれるという解釈でしょうけれども、今現在あおり運転という規定がない以上、危険運転というくり方ではなくて、今必要なのは、ここで多分桃園議員が言いたいことは、あおり運転だけを行った場合でも、それが危険運転かどうかは別にして、あおり運転だけでも厳罰化しろという意図だとは思いますが、この文章からすると、ちょっとそれが受け取りにくいと思いますが、私の解釈は間違っていますか。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） 大変に大事なご意見ありがとうございます。私も今回危険運転とはという定義のところをしっかりと調べましたときに、危険な中には飲酒運転であるとか高速道路を無理やり割り込みしたり、また赤信号を無視するなどさまざまな種類がございました。山口議員におっしゃっていただいたとおり、あおり運転はその危険運転の中の一つであるという、そういう位置づけになっていましたので、今のご意見のもとで文章の補足をしていくことを検討したいと思います。例えば「危険運転の一つであるあおり運転については」とかという、「実効性のある法改正を」というような補足文を加えた形で調整をしていきたいと考えます。

一つ先ほど発言し忘れたのですが、ちょうどこの東名高速の事故なのですけれども、きょう第2審の裁判の結果が出ておまして、1審では18年の懲役という、そういう形で控訴されて2審に上がったわけですけれども、2審では危険運転致死傷に当たらないという判断で差し戻しになっているという結論が出ておりました。そういうことを考えると、やはりきちんとした法がないとこういう形になるのだということ、またイギリスでは、早い時期に法整備が進んだことによって、そういう危険運転から来るところの交通事故の量が2分の1に減っているという、そういう実証例もございましたので、ぜひ今の調整のご意見いただいた部分を加味した上で調整をして提出をさせていただければと思います。

○議長（井田和宏君） 鈴木議員。

○議員（鈴木 淳君） 鈴木です。

この意見書、大体内容については私も同意するのですが、あおり運転、恐らくニュース等でもご存じのとおり、警察庁のほうで検討は進めるということで、もう既に動いていると思うのですが、記の1のほうでは、「あおり運転の規定を設け、厳罰化については」から、要はまとめて早急に検討を進めることということで、ちょうどここ、12月に入ってからですか、来年度の通常国会での法改正を目指して検討に入ったと思うのですが、ここの1の部分が、入れたのに、恐らく意見書として成立して町が出すのは、検討に入った後に「検討すること」と出すことになると思うのです。そこら辺の時間の差が出てしまうので、意

見書としては私は同意はしていますけれども、こういったところを何か調整できるのかなと思ひまして。

○議長（井田和宏君） 桃園議員。

○議員（桃園典子君） ありがとうございます。今の国会の審議等を加味しながら、検討ではなく、法改正を早急に進めていくということの押し上げになっていくような形での調整をしていく形でよろしいでしょうか。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、桃園議員提出の意見書については、以上とさせていただきます。

続きまして、最後、本名議員より説明をいただきたいと思ひます。

○議員（本名 洋君） 本名です。

人や生態系への影響が懸念されるネオニコチノイド系農薬の調査・研究と規制を求める意見書ということ。済みません、まず1点、その前に訂正というか、つけ加えというか。「地方自治法第99条の」という記載の部分を抜かしてしまったので、これは意見書としてちゃんと提出するときはつけ加えますので、済みません、よろしくお願ひします。

それで、内容ですが、今現在最も一般的な農薬となりつつあるネオニコチノイド系の農薬ですけれども、それは要するに非常に効果があるということであるからこそ普及してきたわけですけれども、しかしその一方で、その弊害もいろいろ出てきているようで、例えばここにも書いてあるように、ミツバチの大量失踪でありますとか、あるいはトンボがいなくなったこととかも、このネオニコチノイドの農薬が強く疑われております。また、人体に対しても、要するにこれは神経毒ですので、特に胎児や乳幼児などへの影響が懸念され、発達障害の要因になっているという研究も行われております。

ただし、非常にこういうものというのは因果関係を証明するのが難しいものなので、「調査・研究を進めること」という記に記させていただきました。と同時に、やはり私は限りなく黒に近いとは思ひますけれども、疑わしきは罰せずではありませんけれども、予防原則にのっとってネオニコチノイド系農薬の使用規制に取り組んでいただきたいと。

実際欧米諸国、アジアでも韓国とか台湾とか、この規制に取り組んでいるので、ぜひ日本もこの農薬について規制に取り組んでいただきたいという趣旨でありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井田和宏君） 今本名議員が提出した意見書について説明をしていただきました。

ご意見、ご質問があればお願ひしたいと思ひます。

山口議員。

○議員（山口正史君） 山口です。

余り農薬のことは、多分議長のほうがご存じだと思うのですがけれども、ちょっと調べると、ネオニコチノイド系の農薬に関しては、ミツバチの失踪というか、消滅しているのかよくわからないのですが、その辺は疑われているというのはわかっております。いわゆる非脊椎生物に対しての影響ですか。

ところが、ここで発達障害の原因になっている。これは、まだまだ全然わからない話なので、意見書としてはどうなのか。現時点です。規制をするということと、これが原因であるという話は別の話なので。特に発達障害というのは、今は原因そのものがよくわからない、いろんな症状がありますから。



発達障害が病気だという話は、私は全部が全部だとは思っていないのです、実は。その人に発達の過程における個人差、個体差の可能性も十分あるので、そこは解明されていなくて、ひとくくりで発達障害の原因がという話は、むやみに恐怖心をあおるだけなので、そこだけはのめないというか。

記の1、2はわかります、人体。でも、ネオニコチノイド系の農薬に対する、1番、規制しろと言いながら、研究を進めろというのはどういうことなのかなと。単純に使用を規制すればいいと思う。規制したものを調べる必要もないのだろうと思うのですが、その2点疑問だったので。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

発達障害の原因というのは、確かにわかっていない部分がありますし、ほかにも研究ではいろいろ、例えばディーゼルの排ガスが影響であるというような研究もあるようで、原因が1つとは限らないとも思うのです。非常に言いづらいので、通称ネオニコ系と言っているのですが、そういう言い方をさせていただきますけれども、ネオニコ系の農薬は、実際そういう研究が1つや2つではなくて、多く出されているということで、ただしやはり断定することはできないので、ですから調査・研究をということで書かせていただいているのですけれども、それは規制してしまえば、それは簡単でいいことなのですからけれども、この1と2は一緒に進める話なのかなと。調査・研究して本当に安全であるということが証明されれば、この使用規制を解除してもいいわけで、とりあえず強く、要するに疑いがあれば、まずは人の安全の立場に立って、とりあえず使用規制をすべきではないかという、そういうことなのです。そんな答えでいいのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

使用規制ということは、使わなくするということなのでしょうか。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

それは、いろいろあると思います。例えばほかの国の例を見ても、私も今手元に資料を持っていないので、あれですけれども、例えば使用する場所を限定したり、あるいは残留農薬の数字を低くしたりとか、単純にやめましょうという話ではなくて、場所とか、あるいは残留農薬の濃度であるとか、数字の部分も含めての、いろんな意味での規制です。

○議長（井田和宏君） 細谷議員。

○議員（細谷光弘君） 細谷です。

農薬の商品名を言うてはいけない。言ってもわからないと思いますけれども、このネオニコチノイド、クロロニコル系殺虫剤の総称ということになっていきますけれども、皆さん農家の方たちは減農薬ということで、こちらの〇〇みたいな農薬の、アドマイヤーとかいろいろありますけれども、そういう農薬の希釈濃度が、普通だったら1,000倍とかというのが、3,000倍とか5,000倍とか減農薬に実際役立っているというようなお話もありまして、なかなか、海外の基準がどうなっているのかわかりませんが、日本の基準が、平成23年に米だと1ppmから3ppm、ナスだと0.5から2ppm、ホウレンソウが2.5から15ppmという、ハーブが5から15と上がっていますが、実際ヨーロッパの場合は種子消毒にこの薬品が使われていて、日本の場合は余り種子消毒にはこれを使っていないと。

また、多分ミツバチはこのせいだと個人的には思いますけれども、日本のほうもそういう研究をして、直接ミツバチにこの薬品がかからないようにというような圃場とミツバチの、やっているところの近くでは、そういうことをやっていっているという形みたいなので、規制がどの程度かわからないと、皆さん使っていますので、余り個人的には賛成はできないというか。

ヨーロッパの基準が何ppmなのか調べていらっしゃるのだったら教えていただきたいのですが、どこまでだったらいいのかというのを個人的にはわからない。ただ、規制と言われても、実際これがなくなってしまうと、有機リン系をばんばん使うとかいろいろ、何か代用の農薬は必ず使わなければいけないというか、農薬を使わないのだったら、そういう野菜を皆さんに買ってもらうという、どっちかしかないと思うので、どこら辺までの規制なのかというのがちょっと。

使用禁止にされてしまうと、これは皆さん、本当に死活問題になるのかなと個人的には……

○議長（井田和宏君） 今の内容、ここは調整の場ですので、本会議でもしあれでしたらお願いしたいと思います。

○議員（細谷光弘君） だから、この使用規制が具体的がないので、個人的にはどうかなと思います。具体的な数値とかがあれば。

○議長（井田和宏君） 本名議員。

○議員（本名 洋君） 私もこの意見書を書くに当たって、先ほども手元に資料はないと申し上げましたけれども、その欧米の規制の数値も確認してのことです。だからといって、日本がどの程度にすればいいのかというのは、それはそこまでは、私も専門家ではないので、わかりませんし、専門家であっても、いや、ここはこの値なら大丈夫だとか、そういうことも言い切ることも非常に難しい部分だというふうに思っております。

また、ミツバチの件は、国のほうも、ある程度原因として認めているようで、先ほど細谷議員がおっしゃったような対策というか、その部分については考えているようであります。

ということなので、使用規制という部分については、私がどれくらいというふうに言える部分ではないのかなというふうに思います。

○議長（井田和宏君） ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） ないようですので、以上で本名議員提出の意見書については、以上とさせていただきます。

それでは、協議事項1番から6番まで全て終了いたしました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 意見書、今調整をした内容を改めて修正をする方は、提出期限を月曜日の9時まででよろしいですか。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 全員。3名の方全員。提出者は提出をしていただきたいと思います。月曜日の9時までということにさせていただきます。

それでは、協議事項1番から6番まで全てを終了いたしました。

---

◎議会広報広聴常任委員会

○議長（井田和宏君） 次に、報告事項に移りたいと思います。

議会広報広聴常任委員会より説明をお願いいたします。

○議会広報広聴常任委員長（鈴木 淳君） 議会広報広聴常任委員会より1点報告をいたします。

皆様には、内々というか、事前にはお話はさせていただいたのですけれども、次、2月1日発行の議会だよりまで、今回は12月議会も例年よりもちょっと長目の会期、また年末年始があるということで、非常にタイトなスケジュールとなっていて、いつもどおりの締め切りだと、ちょっと発行が間に合わない部分が、どうしても物理的に不可能な部分が発生してしまいます。

なので、申しわけないのですけれども、一般質問の原稿については、来週の火曜日、12月10日のお昼の12時まで、各答弁者の判こもいただいて提出していただけるようご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（井田和宏君） 今の議会広報広聴常任委員会からの説明に対して質問があればお受けをいたしますが、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、議会広報広聴常任委員会からの報告は以上とさせていただきます。

---

◎その他

○議長（井田和宏君） それでは、その他に移ります。

その他について、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） それでは、私のほうから3点ほどあります。

まず、1点目が、町村議会議長会から見舞金を3万円いただいたという話は、前回の全員協議会でさせていただきました。そのときにも社協への寄附とかという意見も出ました。その後、皆様から意見がございませんでした。社協にも確認をしたところ、災害に対する見舞金というのは出していないということでありますので、そういうことでありますので、町の防災費に充当させていただくということでよろしいかどうか、ご了解いただければ、そのようにさせていただきますが。

本名議員。

○議員（本名 洋君） 本名です。

ちょっと確認なのですけれども、今議長は、災害に対する見舞金は出していないというお話でしたけれども、それは自然災害という意味ででしょうか。

○議長（井田和宏君） 台風19号に対する見舞金でございます。

〔「台風ですね」と呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） よろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、2番目のことなのですが、2番目については、これまで三芳町議会としては、町が主催をする

会議や説明会に出席をした際に、議員の意見は控えてきましたので、今後もそのような形でやらせていただくというか、そういった場合は、町民の方の意見を聞く場でありまして、議会は議員として発言をする機会がありますので、そういった説明会や会議に出席した場合には、発言を控えるということをお願いをしたいと思います。よろしいでしょうか。

3点目が、議員のバッジの件でございます。先例の146には、議員は在職中、所定の記章を着用するのが通例であるという記載がございますので、議員バッジですね、これは本会議中、議場に入るときは、つけて議場のほうに入っていたきたいと思います。よろしくをお願いをしたいと思います。

私のほうの3点は以上でございます。

山口議員。

○議員（山口正史君） 質問です。

クールビズの期間もバッジは着用しろというふうに変更するということですか。

○議長（井田和宏君） 失礼しました。クールビズのときについては、着用は例外的に……  
〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 3時53分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

（午後 3時53分）

---

○議長（井田和宏君） クールビズのときにも上着にバッジをつけて議場に入っていたきたいと思います。議場の中で脱ぐのは、それは構いませんので。

ほかにございますでしょうか。

細谷議員。

○議員（細谷光弘君） どちらも私のことなので、皆さん非常に申しわけございませんでした。

まず、発言のほうは、一応手を挙げて指されたので、言ったのですが、そういう会議のときに住民の皆さんは、議員はしゃべれないということ余り知らないもので、できれば会をやるときに、そういう説明を住民の皆さんにさせていただくとありがたいかなと個人的には思います。

バッジのほうは非常に申しわけございませんでした。皆さんにご迷惑をかけました。

○議長（井田和宏君） 今細谷議員から、町等が主催する説明会等があった場合に、控えるようお願いをしましたがけれども、その控えることに対して、主催者側、例えば町からそのようなことを参加している住民に説明をしてくれということですよ、今のお話は。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（井田和宏君） 暫時休憩します。

（午後 3時55分）

---

○議長（井田和宏君） 再開いたします。

(午後 3時56分)

---

○議長（井田和宏君） 今細谷議員からのご質問ですが、町が主催の会議、説明会には発言を控えると。今までどおりの対応をお願いをしたいということでございます。よろしいでしょうか。

もう一点、次回開催日時ですけれども、1月21日火曜日9時半から、第3火曜日となっておりますので、定例の全員協議会を開催をさせていただき予定でございますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

その他については以上です。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○議長（井田和宏君） それでは、事務局のほうにお返しをいたします。

---

#### ◎閉会の宣告

○事務局長（齊藤隆男君） それでは、大変お疲れさまでございました。

閉会につきましては、小松副議長、よろしくお願ひいたします。

○副議長（小松伸介君） 皆様、大変お疲れさまでございました。

本日は一般質問が最後に終わったのはご存じですかね、皆さん。それからもう長い長い全員協議会でしたけれども、本当に案件が大変重いもの多くてこのような時間になりましたが、この後総務常任委員会もあるということで、定例会中でございますので、皆さん体調に十分気をつけていただきまして、議会活動を進めていただきたいと思います。本日は大変お疲れさまでした。

(午後 3時58分)